

Maido!

中小企業と組合をサポートします。
創業・起業を応援！



<https://www.maido.or.jp>



 大阪府中小企業団体中央会

特集

- 大阪府中小企業団体中央会
第70回通常総会を開催
- 全国中小企業団体中央会
令和7年度通常総会
- 経済財政運営と改革の基本方針2025

大阪府中央会お知らせコーナー

- 中小企業のための人材確保戦略：採用・定着・育成を成功させる道筋
- 育児・介護休業法改正と中小企業
- ESG経営（環境経営）を支える税制等

きっとみつかる いい人、いい仕事

公式キャラクター
サイジヨブさん



job sanko

ジョブ産雇



費用は
無料

「失業なき労働移動」の実現をめざす再就職・出向の専門機関

企業と人材を結ぶエキスパート

6つの取り組みで働くと雇用をサポート

1

離職する従業員の再就職をサポート

事業縮小や事業所閉鎖、早期退職募集で離職を余儀なくされる従業員の再就職活動をサポート

※離職者の再就職援助は事業主の責務です。

2

人材を確保したい企業に対するサポート

人手不足や事業拡大に伴い人材確保が必要な企業から、期待する能力や経験等の人材ニーズをお伺いし、ご希望に沿った人材をご紹介します。

3

「キャリア人材バンク」で高齢者の再就職をサポート

事業主からの依頼により定年退職者・再雇用終了となった方の再就職をサポートします。離職後1年以内で60歳以上70歳までの求職者は個人登録も可能です。

4

雇用を維持するための在籍型出向をサポート

経済環境の変化や自然災害・感染症の影響などにより雇用過剰となった場合、社員の雇用を守るため、一時的な在籍型出向（雇用シェア）の活用をサポートします。

5

社員の人材育成やキャリアアップの出向をサポート

社員の人材育成や他の企業との交流を目的とする出向、社員が自発的なキャリアアップを希望する際の出向をサポートします。

6

従業員のスキルアップや研修を目的とするセミナー

管理者や新入社員への研修、コミュニケーション、リーダーシップ、ハラスメント、コンプライアンスなどのセミナーを企業のご要望を踏まえオーダーメイドにより承ります。

(有料)

お問い合わせ先



公益財団法人 産業雇用安定センター (ジョブ産雇)

大阪事務所

〒540-6591 大阪市中央区大手前 1-7-31 OMM ビル 4 階

TEL 06-6947-7663

FAX 06-6949-4487

キャリア人材バンク大阪・梅田

〒530-0001 大阪市北区梅田 1-2-2 大阪駅前第2ビル 10 階

TEL 06-6147-9213

FAX 06-6147-9256

ご利用時間

9:00~17:00 (土・日・祝日を除く)

<https://www.sangyokoyo.or.jp>

産業雇用

検索



目次

2025年 夏号 778号

特集

- 大阪府中小企業団体中央会 第70回通常総会を開催 2
全国中小企業団体中央会 令和7年度通常総会を開催 5
経済財政運営と改革の基本方針2025 7

組合情報

- 令和7年度春の叙勲・褒章受章者 11
大阪府知事表彰 12

組合支援 事業関連情報

- 中小企業組合等の活性化を中央会が支援します！ 13
会員組合 組合員企業向けIT化・DXを支援いたします！ 14
大阪府中央会推薦貸付制度 15

大阪府中央会 お知らせコーナー

- 中小企業のための人材確保戦略：
採用・定着・育成を成功させる道筋 16
育児・介護休業法改正と中小企業 18
ESG経営（環境経営）を支える税制等 20
令和7年度中小企業組合士検定試験過去問題 22
中小企業組合運営指導事業（大阪府委託事業） 25

大阪府中央会 主な実施事業

- 創立70周年記念式典並びに第67回中小企業団体大阪大会を
開催いたします（予告） 26
大阪府中小企業青年中央会 第50回通常総会を開催 27
エル・プラス大阪 第22回通常総会を開催 29
大阪府官公需適格組合協議会 第43回通常総会を開催 30
大阪府協同組合職員互助会 第74回通常総会を開催 31
大阪府中小企業組合士協会 第50回通常総会を開催 32

暑中見舞

- 広告掲載組合・企業 33

共済制度

- 大阪府中小企業団体中央会各種共済制度のご案内 45

中央会日記

- 大阪府中央会の行事予定 52

特集

組合情報

組合支援 事業関連 情報

大阪府 中央会 お知らせ

大阪府 中央会 主な実施 事業

各種 共済制度

第70回通常総会を開催 大阪府中小企業団体中央会

本会では、去る6月24日(火)ホテルニューオータニ大阪において、第70回通常総会を開催いたしました。総会では、令和6年度事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分(案)及び令和7年度活動方針・事業計画(案)並びに収支予算(案)等の議案が原案どおり可決承認されました。総会議事経過のあらましと、令和7年度重点活動目標は次のとおりです。

特 集

総会では議事に先立ち、永年、中小企業の組織活動に尽力されながら志半ばにしてご逝去された本会関係者のご冥福をお祈りし黙祷が捧げられました。

次に、野村会長より「日本経済は賃上げと設備投資を背景に緩やかに回復しており、政府は『成長型経済』への移行を目指しています。2025年に閣議決定された『新しい資本主義実行計画』では、2029年度までに実質賃金を年1%程度上昇させる目標が掲げられている。この目標達成には、雇用の7割を占める中小・小規模事業者の賃上げが不可欠であり、官民で約60兆円の投資を通じて生産性向上を支援する方針である。また、価格転嫁の徹底や人材投資、DX・GX対応も重要視されている。しかしながら、国際情勢の不安定さや円安、原材料高騰、人手不足などの課題により、中小企業の経営環境は依然厳しい状況にある。特に価格転嫁と賃上げの実現には、労務費を含めた価格転嫁と生産性向上が鍵であるので、政府には、中小企業の持続的成長が日本経済の発展に不可欠であることを認識し、引き続き支援策の強化を求める。そのなかで大阪府中央会は、令和7年度の活動方針として、会員企業の課題解決と成長支援に向けてDX推進、BCP策定、補助金活用支援、人材確保・育成支援などを積極的に展開していく方針である。」との主旨の開会挨拶がありました。

続いて、本総会の議長に野村会長が選任され、議案の審議に入りました。

第1号議案 令和6年度事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分(案)

事務局が詳細な説明を行った後、監事を代表して野宮英男氏より、監査結果の報告が行われ、原案どおり可決承認されました。

第2号議案 令和7年度活動方針・事業計画(案)

第3号議案 令和7年度収支予算(案)

第4号議案 令和7年度経費の賦課及び納入方法(案)

第5号議案 令和7年度常勤役員の報酬(案)

第6号議案 借入金残高の最高限度(案)

第2号、第3号、第4号、第5号及び第6号議案は、一括上程され、議案の内容について事務局より、詳細に説明し、5議案は原案どおり可決承認されました。

I. 基本方針

我が国経済は、高水準の賃上げと大幅な設備投資等により緩やかな回復基調にあるなか、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」の効果により、成長と分配の好循環が実現する「賃上げと投資が牽引する成長型経済への移行」が期待されている。

その一方で、賃上げや設備投資の原資確保、原材料や諸物価の高騰、進まない価格転嫁、深刻な人手不足など様々な課題を抱え、会員組合や中小企業・小規模事業者(以下、中小企業等)の経営環境は依然として厳しい状況が続くことが懸念される。

このような状況を克服するためには、中小企業等の個々の自助努力に加えて、中小企業組合を始めとする連携

開会挨拶
野村会長



会場風景



組織（以下、中小企業連携組織）での取り組みが必要であり、その専門支援機関である本会が果たす役割はこれまで以上に重要になってくる。

そのため、令和7年度においては、共済事業等収益事業の強化を図りながら業務執行体制を盤石なものとし、会員組合及び中小企業等や中小企業連携組織が直面している課題の解決や今後の持続的な成長・発展に向けた新たな事業展開を図るため、巡回訪問等により積極的にニーズを掘り起こし、「中央会DX推進方針」に基づくさらなるDX推進やBCP（事業継続力強化計画）策定、情報発信強化への支援、ものづくり補助金や省力化投資補助金の活用促進による生産性向上など、会員サービスの一層の充実・強化に取り組むとともに、今年開幕する2025大阪・関西万博において本会出展企画「パワースポット IN OSAKA 中小カンパニー」を実施する。

また、少子高齢化による労働人口の減少に伴い、あらゆる業種・業態において人手不足が顕在化していることを踏まえ、リスクリング等の「人への投資」や採用活動へのサポート、労働環境等の整備、外国人育成就労制度・特定技能制度への対応など、中小企業等における人材の確保・定着・育成への支援を関係諸機関との連携のもと積極的に取り組む。

具体的には、以下5項目の重点活動方針を柱に、各種事業を展開するものとする。

Ⅱ. 重点活動目標

1. 会員組合や中小企業連携組織の事業活性化支援
2. DX推進を重点とした会員サービスの充実・強化
3. 会員組合や中小企業等のさらなる生産性向上に向けた取り組み支援
4. 会員組合や中小企業等の人材確保・定着・育成への取り組み推進
5. 共済事業の推進

以上で議案が全部終了したので議長は退席。

次に、ご臨席の来賓が入場した後、本会役員を退任された10名の皆様を代表して、協同組合関西地盤環境研究センターの寺西一哲様に野村会長より感謝状と記念品を贈呈。

次いで、来賓を代表し、伊吹近畿経済産業局長（代理 谷原産業部長）、大阪労働局 志村局長、吉村大阪府知事（代理 元木中小企業支援室長）、からご祝辞をいただきました。

続いて、司会者から本日臨席の各関係機関の来賓紹介後、祝電披露を行い、最後に田伏副会長が閉会のことを述べ、本総会を閉会しました。



来賓祝辞 近畿経済産業局長
（代理 谷原産業部長）



来賓祝辞 大阪労働局
志村局長



来賓祝辞 大阪府知事
（代理 元木中小企業支援室長）



感謝状贈呈 寺西一哲常任理事
（協同組合関西地盤環境研究センター）

総会終了後、令和6年度秋及び令和7年度春に叙勲・褒章を受章された本会関係者の祝賀を兼ねた懇親パーティーを開催しました。

野村会長の挨拶の後、令和6年度秋及び令和7年春に叙勲・褒章を受章された皆様方をご紹介します野村会長より

記念品を贈呈しました。

続いて、大阪府議会の議長の金城克典様より、乾杯のご発声をいただき開宴となり、18時15分に藤瀬副会長の挨拶により閉会となりました。

受章者記念品贈呈



大阪府議会
金城議長



感謝状贈呈者 叙勲・褒章受章者 一覧

■感謝状贈呈者（敬称略）

本会役員を退任された下記10名へ、感謝状と記念品を贈呈しました。

常任理事	協同組合関西地盤環境研究センター	寺 西 一 哲
常任理事	大阪府生菓子協同組合	野 間 耕 三
常任理事	大阪家電販売協同組合	吉 田 稔
理 事	ELLE-Place大阪	木 戸 鈴 子
理 事	大阪府中古自動車販売商工組合	財 藤 和喜男
理 事	大阪眼鏡卸協同組合	東 二 雄
理 事	大阪屋外広告美術協同組合	松 田 政 幸
理 事	大阪府自動車車体整備協同組合	本 村 亨
理 事	大阪豊商工業協同組合	吉 金 英 明
監 事	大阪建設機械リース協同組合	服 部 良 好

■令和6年度秋及び令和7年度春 叙勲・褒章受章者（敬称略）

下記の受章者へ記念品を贈呈しました。

令和6年秋	旭日双光章	中 沢 茂	大阪タオル工業組合
令和6年秋	旭日双光章	吉 田 稔	大阪府電機商業組合
令和6年秋	旭日双光章	津 森 孝 生	大阪府医師協同組合
令和6年秋	旭日単光章	坂 本 進	近畿印刷産業機材協同組合
令和6年秋	藍 綬 褒 章	船 奥 敬	大阪金属印刷工業協同組合
令和6年秋	黄 綬 褒 章	吉 田 昌 司	大阪電機協同組合
令和6年秋	黄 綬 褒 章	佐 藤 原 二	大阪木材仲買協同組合
令和6年秋	黄 綬 褒 章	東 元 和 彦	大阪市清掃連合協同組合
令和7年春	旭日双光章	牛 山 隆 之	大阪本場青果卸売協同組合
令和7年春	旭日双光章	栗 尾 尚 孝	近畿交通共済協同組合
令和7年春	旭日双光章	坂 田 喜 信	近畿交通共済協同組合
令和7年春	旭日双光章	富 田 栄 次	大阪屋外広告美術協同組合
令和7年春	瑞宝双光章	磯 部 明 良	大阪府塗装工業協同組合
令和7年春	瑞宝単光章	田 原 俊 一	堺刃物商工業協同組合連合会
令和7年春	藍 綬 褒 章	中 江 良 一	関西ねじ協同組合
令和7年春	黄 綬 褒 章	前 重 興 亮	大阪木材仲買協同組合

全国中小企業団体中央会 令和7年度通常総会を開催 ～大阪府中央会 野村会長が副会長に再選～

全国中小企業団体中央会は、6月27日、ホテルニューオータニ（東京都千代田区）において、令和7年度通常総会を開催しました。

総会では、令和6年度の決算関係書類および事業報告書、ならびに令和7年度の事業計画および収支予算等について承認が行われました。また、任期満了に伴う役員の改選も実施され、森洋会長が再選されるとともに、大阪府中央会の野村会長も副会長として再選されました。（役員名簿は次ページ参照）

総会には、来賓として、竹内真二経済産業大臣政務官、小泉進次郎農林水産大臣、鰐淵洋子厚生労働副大臣、飯田健太中小企業庁次長、宮浦浩司農林水産省総括審議官（新事業・食品産業）、関根正裕株式会社商工組合中央金庫代表取締役社長、岡崎文太郎株式会社日本政策金融公庫代表取締役副総裁、宮川正独立行政法人中小企業基盤整備機構理事長らが出席しました。

また、総会の席上、中小企業の組織化推進及び中小企業の振興に多大な功勞のあった方々への功績をたたえ、中小企業振興功勞者顕彰式を行い、稲山幹夫全国中央会前副会長（福井県中央会前会長）、戸高有基全国中央会前監事（大分県中央会前会長）に功勞章を贈呈いたしました。



主催者挨拶：森会長



来賓挨拶：
竹内真二経済産業大臣政務官



来賓挨拶：
小泉進次郎農林水産大臣



来賓挨拶：
鰐淵洋子厚生労働副大臣



来賓挨拶：
関根正裕株式会社商工組合
中央金庫代表取締役社長



顕彰式の様子
（福井県中央会前会長 稲山殿 大分県中央会前会長 戸高殿）

役員名簿 全国中小企業団体中央会 令和7年6月30日

役 職	氏 名	所属団体名・役職名
会 長	森 洋	神奈川県中小企業団体中央会 会長
副 会 長	藤澤 正義	秋田県中小企業団体中央会会長
	小谷野和博	埼玉県中小企業団体中央会会長
	會津 健	東京都中小企業団体中央会会長
	山口 高広	愛知県中小企業団体中央会会長
	野村 泰弘	大阪府中小企業団体中央会会長
	伊藤 學人	広島県中小企業団体中央会会長
	服部 正	愛媛県中小企業団体中央会会長
	福岡 桂	佐賀県中小企業団体中央会会長
	山本 明弘	全国信用協同組合連合会会長
	山田 昇	全国商店街振興組合連合会 理事長
専務理事	佐藤 哲哉	全国中小企業団体中央会
常務理事	及川 勝	全国中小企業団体中央会
理 事	高橋 秀樹	北海道中小企業団体中央会会長
	小山田周右	岩手県中小企業団体中央会会長
	鹿野 淳一	山形県中小企業団体中央会会長
	阿部 真也	茨城県中小企業団体中央会会長
	栗山 直樹	山梨県中小企業団体中央会会長
	黒岩 清	長野県中小企業団体中央会会長
	浜田 忠博	新潟県中小企業団体中央会会長
	三林 憲忠	三重県中小企業団体中央会会長
	米沢 寛	石川県中小企業団体中央会会長
	北村 嘉英	滋賀県中小企業団体中央会会長
	安藤 源行	京都府中小企業団体中央会会長
	玉置 篤	和歌山県中小企業団体中央会 会長
	岩崎 陽一	鳥取県中小企業団体中央会会長
	藤木 達夫	岡山県中小企業団体中央会会長
	古川 康造	香川県中小企業団体中央会会長
	久松 朋水	高知県中小企業団体中央会会長

役 職	氏 名	所属団体名・役職名
理 事	山田登三雄	福岡県中小企業団体中央会会長
	石丸 忠重	長崎県中小企業団体中央会会長
	安部 省祐	大分県中小企業団体中央会会長
	山崎 元裕	全国米穀販売事業共済協同組合 理事長
	恒川 浩二	全日本火災共済協同組合連合会 会長
	比楽 卓郎	全国工場団地協同組合連合会 会長
	加藤 庸之	全国石油業共済協同組合連合会 副会長・専務理事
	峯田 季志	全国電機商業組合連合会会長
	岡部 弘幸	全国家庭用品卸商業協同組合 理事長
	柳沢 祥二	一般社団法人全国信用組合 中央協会会長
	田中 敬三	日本住宅パネル工業協同組合 理事長
	村瀬公一郎	全国自動車共済協同組合連合会 会長
	満田 盛護	全国味噌工業協同組合連合会 会長
	中野 昭雄	日本陶磁器工業協同組合連合会 理事長
	瀬田 章弘	全日本印刷工業組合連合会会長
	矢幡 秀治	日本書店商業組合連合会会長
	喜谷 辰夫	日本自動車整備商工組合連合会 会長
	野澤 勝義	全国クリーニング生活衛生同業 組合連合会会長
	大倉 治彦	日本酒造組合中央会会長
監 事	小橋川篤夫	沖縄県中小企業団体中央会会長
	山崎 慎介	全国鍍金工業組合連合会会長
	元森 俊雄	元森公認会計士・税理士事務所 (公認会計士・税理士)

詳細
リンク

■令和7年度通常総会を開催

<https://www.chuokai.or.jp/index.php/12413/>



経済財政運営と改革の基本方針2025

～「今日より明日はよくなる」と実感できる社会へ～

第1章 マクロ経済運営の基本的考え方（短期・国際）

（当面のリスクへの対応及び賃上げを起点とした成長型経済の実現）

- ・米国に対して関税措置の見直しを強く求めつつ、日米が共に成長するための協力関係を力強く押し進めるため、粘り強く協議を続ける。
- ・関税措置による国内産業・経済への影響を想定し、資金繰り対策など、必要な支援を行うだけでなく、あらゆる事態を想定して万全の措置を講ずる。
- ・足元の物価高については、家計や事業活動に与える影響に細心の注意を払いつつ、令和6年度補正予算や令和7年度予算に盛り込んだ施策に加え、あらゆる政策を総動員。
- ・減税政策よりも賃上げ政策こそが成長戦略の要と

いう基本的考え方の下、既に講じた減税政策に加えて、これから実現する賃上げによって更に手取りが増えるようにする。そのために、経済全体のパイを拡大する中で、物価上昇を上回る賃上げを普及・定着させ、現在及び将来の賃金・所得が継続的に増加する「賃上げを起点とした成長型経済」を実現。

（不確実性が高まる国際情勢への備え）

- ・地政学リスクの高まり、保護主義や権威主義国の台頭、米中对立など、国際秩序は変化しつつある中、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化に向け、政策努力を重ねると同時に、新たな国際秩序・ルール作りにも対応・参画。

第2章 賃上げを起点とした成長型経済の実現

1. 物価上昇を上回る賃上げの普及・定着～賃上げ支援の政策総動員～

- （1）中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画の実行
 - ・2029年度までに年1%の実質賃金上昇を定着
 - ・官公需における価格転嫁のための施策パッケージ、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針の周知広報
 - ・生産性向上支援（省力化投資促進プラン、地域における「週一副社長」の普及と副業・兼業の促進、事業承継・M&Aに関する新たな施策パッケージ）
 - ・アドバンスト・エッセンシャルワーカー育成、公定価格の引上げ等による処遇改善
 - ・最低賃金引上げ：2020年代に全国平均1,500円
- （2）三位一体の労働市場改革及び中堅・中小企業による賃上げの後押し
 - ・リ・スキリング支援（デジタルスキルに関する教育訓練給付金対象講座の拡大等）
 - ・ジョブ型人事（人的資本に関する情報開示の充実等）
 - ・労働移動円滑化（職業情報提供サイトの機能強化、ハローワークの体制強化等）
 - ・「年収130万円の壁」、労働基準法制の見直し
 - ・建設・運送・警備・医療・介護・障害福祉分野の賃上げ
 - ・中堅・中小企業の研究開発・設備投資を支援、資金調達環境整備による中堅・中小企業による賃上げの後押し

2. 地方創生2.0の推進及び地域における社会課題への対応

- （1）地方創生2.0の推進～令和の日本列島改造～
 - ・地方創生2.0基本構想
 - ①安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生、②稼ぐ力を高め、付加価値創出型の新しい地方経済の創生～地方イノベーション創生構想～、③人や企業の地方分散～産官学の地方移転、都市と地方の交流等による創生～、④新時代のインフラ整備とAI・デジタルなどの新技術の徹底活用、⑤広域リージョン連携
- （2）地域における社会課題への対応
 - ・地域交通のり・デザイン、交通空白の解消、整備

- 新幹線、造船業再生、物流の機能強化
- ・持続可能な観光地域づくり
- ・ワット・ビット連携（データセンターの地方分散の推進等）
- ・関係人口の拡大、二地域居住の促進

(3) 農林水産業の構造転換による成長産業化及び食料安全保障の確保

- ・新たな基本計画に基づく生産基盤の強化（農地大区画化、共同利用施設の再編・集約化、スマート技術の開発・実装、輸出産地育成等）

- ・米価対策（政府備蓄米を始めとする米の流通円滑化、消費者等への丁寧な情報発信）、水田政策見直し、土地改良、新規就農・法人参入支援
- ・国産材転換・木材利用拡大、漁業の強靱化

(4) 文化芸術・スポーツの振興

- ・コンテンツ分野人材確保の環境整備
- ・文化資源を活用した地域経済活性化
- ・武道・スポーツツーリズム、パラスポーツの振興、大規模国際大会の開催支援

3. 「投資立国」及び「資産運用立国」による将来の賃金・所得の増加

(1) GXの推進

- ・官民協力で10年間150兆円超のGX関連投資
- ・地元の理解を得た原子炉の再稼動
- ・サーキュラーエコノミー

(2) DXの推進

- ・デジタル技術の社会実装
- ・AIの研究開発・活用
- ・次世代半導体の量産、デジタル人材育成
- ・デジタル行財政改革、デジタルガバメント
- ・医療・介護・教育・物流・防災等のDX

(3) フロンティアの開拓（宇宙・海洋）

- ・宇宙戦略基金による支援
- ・AUV（自律型無人探査機）等の技術開発支援

(4) 先端科学技術の推進

- ・量子、フュージョンエネルギー、マテリアル等の

研究開発の推進

- ・国際的な頭脳循環の確立、科学技術人材の育成の強化

(5) スタートアップへの支援

- ・スタートアップ育成5か年計画の推進

(6) 海外活力の取り込み

- ・貿易・投資の拡大、対日直接投資の推進
- ・中小企業の輸出・海外展開支援、新規輸出1万者支援プログラム
- ・クリエイター支援基金によるコンテンツ産業の海外展開
- ・大阪・関西万博

(7) 資産運用立国の実現

- ・NISA制度の一層の充実、企業型DC・iDeCoの運用改善、コーポレートガバナンス改革

4. 国民の安心・安全の確保

(1) 防災・減災・国土強靱化の推進

- ・防災体制の抜本的強化（防災庁設置、避難生活環境の改善、地域の防災力強化等）
- ・国土強靱化実施中期計画の推進

(2) 東日本大震災からの復興・再生及び能登半島地震からの復旧・復興等

- ・東日本大震災からの復興・再生
- ・能登半島地震からの復旧・復興

(3) 外交・安全保障の強化

- ・外交力の強化、防衛力の抜本的強化
- ・サイバー対処能力強化法等の運用

(4) 経済安全保障の強化

- ・経済安全保障推進法の見直しの検討（重要物資の安定供給確保、港湾・修繕ドック等の同盟国・同志国との経済的連結性の維持・強化に資する事業の海外展開支援等）

(5) 外国人との秩序ある共生社会の実現

- ・JESTAの導入、不法滞在者の効果的・効率的な摘発と送還の迅速化
- ・外免切替手続・社会保障制度等の適正な利用、重要土地法等による対応

(6) 「世界一安全な日本」の実現

- ・捜査手法の高度化、匿名・流動型犯罪グループの壊滅

- ・運輸分野の安全対策

(7) 「誰一人取り残されない社会」の実現

- ・共生・共助、就職氷河期世代等への支援、女性・高齢者の活躍

第1章 マクロ経済運営の基本的考え方（中長期）

（人口減少下における持続可能な経済社会の構築）

- ・経済・財政・社会保障の持続可能性を確保するため、生産年齢人口の減少が本格化する中であっても、中長期的に実質1%を安定的に上回る成長を確保。その上で、それよりも更に高い成長の実現を目指す。こうした経済において、2%の物価安定目標を実現する下で、2040年頃に名目GDP1,000兆円程度の経済が視野に入る。
- ・「経済・財政新生計画」に基づき、経済あつての財政との考え方の下、潜在成長率の引上げに重点

を置いた政策運営を行うとともに、歳出・歳入両面の改革を継続。

（人中心の国づくり）

- ・人材希少社会において、国民の不安を取り除き、公教育の充実、自己実現を可能とする環境の整備、地方創生等により、人中心の国づくりを進め、人財尊重社会を築く。
- ・国民一人一人にとって、Well-being（幸福度）の高い、豊かさ、安心・安全、自由、自分らしさを実感できる活力ある経済社会を構築。

第3章 中長期的に持続可能な経済社会の実現

1. 「経済・財政新生計画」の推進

- ・経済あつての財政との考え方の下、財政健全化目標によって、米国の関税措置への対応や物価高への的確な対応も含め、状況に応じたマクロ経済政策の選択肢が歪められてはならない。金利が上昇する局面において、大災害や有事に十分に対応する財政余力を確保し、将来の経済・財政・社会保障の持続可能性を確保していく。
- ・2025年度から2026年度を通じて、可能な限り早期の国・地方を合わせたPB黒字化を目指す。ただし、米国の関税措置の影響は不透明であり、その経済財政への影響の検証を行い、的確に対応すべきであり、必要に応じ、目標年度の再確認を行う。その上で、「経済・財政新生計画」の期間

を通じて、PBの一定の黒字幅を確保しつつ、債務残高対GDP比を、まずはコロナ禍前の水準に向けて安定的に引き下げることを目指し、経済再生と財政健全化を両立させる歩みを更に前進させる。

- ・2027年度までの間、歳出改革努力を継続しつつ、日本経済が新たなステージに移行しつつあることが明確になる中で、経済・物価動向等を踏まえ、各年度の予算編成において適切に反映する。
- ・PBの黒字化を達成した後、黒字幅が一定水準を超えた場合には、経済成長等に資するような政策の拡充を通じて経済社会に還元することをあらかじめルール化することについても、検討に着手。

2. 主要分野ごとの重要課題と取組方針

(1) 全世代型社会保障の構築

- ・医療・介護・障害福祉分野の処遇改善・業務負担軽減等
持続可能な社会保障制度のための改革実行、現役世代の保険料負担を含む国民負担軽減を実現
- ・中長期的な介護提供体制の確保：医療・介護連携、多職種間の連携、介護テクノロジーの社会実装、事業者間の連携・協働化や大規模化、介護人材の確保・定着
- ・中長期的な医療提供体制の確保：かかりつけ医機能、適切なオンライン診療の推進、新たな地域医療構想、医師偏在への対応、妊娠・出産・産後の

経済的負担の軽減、小児周産期医療、リフィル処方箋

- ・働き方に中立的な年金制度の構築：更なる被用者保険の適用拡大、「年収の壁」への対応
- ・疾患に応じた対策等：がん対策、循環器病対策、慢性腎臓病対策等、女性の健康支援、睡眠対策、いわゆる国民皆歯科健診、リハビリテーションによる自立支援・在宅復帰・社会復帰
- ・予防・健康づくり、重症化予防：データヘルス計画に基づくコラボヘルス、エビデンスに基づくPHRや健康経営、職域でのがん検診の普及、糖尿病性腎症の重症化予防

- ・創薬力強化とイノベーション推進：国際水準の治験・臨床試験実施体制、医薬品安定供給

(2) 少子化対策及びこども・若者政策の推進

- ・「こどもまんなか社会」、少子化の流れを変えるとともに、こども・若者のWell-beingを高める
- ・加速化プランの本格実施と効果検証の徹底：保育士等の処遇改善、保育士配置の改善、こども誰でも通園制度の全国展開、放課後児童クラブ、子ども・子育て支援金制度の円滑な導入
- ・こども大綱の推進：困難に直面するこどもや青年期の若者等の支援（こども・若者シェルターなど）、プレコンセプションケア、こどもの貧困解消、ひとり親家庭支援、児童虐待の予防、ヤングケアラーの支援、こども・若者の自殺対策

(3) 公教育の再生・研究活動の活性化

- ・質の高い公教育の再生を通じて我が国の学校教育の更なる高みを目指す
- ・公教育の再生：学習指導要領の改訂、教師の働き方改革の更なる加速化・処遇改善、中学校35人学級実現に向けた定数改善、外国人児童生徒への支援体制の強化、大学の連携、再編・統合による機能強化、留学生支援策の戦略的活用
- ・研究の質を高める仕組みの構築：官民連携による、先端大型研究施設の戦略的な整備・共用・高度化の推進、高度専門人材の育成・確保、博士課

程学生や若手研究者の処遇向上

(4) 戦略的な社会資本整備の推進

- ・進行するインフラ老朽化に対して、緊急性や経済的・社会的影響等を勘案し、優先順位を明らかにして対策を進めるとともに対策の効果の見える化を進める
- ・持続可能なインフラマネジメント：新技術・データの活用、予防保全型への本格転換
- ・公共投資の効率化・重点化：建設現場の自動化・省人化、建設業の担い手の確保・育成
- ・PPP／PFIの推進
- ・持続可能な土地及び水資源の利用・管理：空き家・所有者不明土地等対策

(5) 持続可能な地方行財政基盤の強化

- ・地方公共団体における地域の担い手を始めとする資源の不足や偏在に対応し、将来にわたり持続可能な形で行政サービスを提供していく観点から、国・都道府県・市町村の役割の見直しを含め、地方公共団体の事務執行上の課題解決に向けた議論を促進
- ・地方の一般財源の総額を確保（2024年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保）
- ・自治体DX（フロントヤード改革とバックヤード改革の一体的取組）

3. 計画推進のための取組の強化

- ・「EBPMアクションプラン」、「改革実行プログラム」及び「進捗管理・点検・評価表」に基づき、毎年改

革の進捗管理・点検・評価

4. 物価上昇に合わせた公的制度の点検・見直し

- ・予算、税制における長年据え置かれたままの公的制度に係る基準額や閾値について、国民生活へ深刻な

影響が及ばないよう、省庁横断的・網羅的に点検・見直し

第4章 当面の経済財政運営と令和8年度予算編成に向けた考え方

- ・米国の関税措置への対応や当面の物価高への対応を始め、経済財政運営に万全を期す。令和6年度補正予算並びに令和7年度予算及び関連する施策を迅速かつ着実に執行する。

- ・令和8年度予算は、本方針及び骨太方針2024に基づき、中期的な経済財政の枠組みに沿った編成を行う。

詳細
リンク

■経済財政運営と改革の基本方針2025

<https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/honebuto/2025/decision0613.html>



おめでとうございます 令和7年春の叙勲・褒章受章者

大阪府中小企業団体中央会の会員組合の理事長等が叙勲・褒章を受章されました。
(順不同・敬称略)

叙勲受章者



旭日双光章
牛 山 隆 之

大阪本場青果卸売協同組合
理事長



旭日双光章
栗 尾 尚 孝

近畿交通共済協同組合
理事



旭日双光章
坂 田 喜 信

近畿交通共済協同組合
理事



旭日双光章
富 田 栄 次

大阪屋外広告美術協同組合
理事



瑞宝双光章
磯 部 明 良

大阪府塗装工業協同組合
理事



瑞宝単光章
田 原 俊 一

堺刃物商工業協同組合連合会
副理事長

褒章受章者



藍綬褒章
中 江 良 一

関西ねじ協同組合
元理事長



黄綬褒章
前 重 興 亮

大阪木材仲買協同組合
元理事

おめでとうございます 大阪府知事表彰

本会会員組合理事長等が憲法記念日大阪府知事表彰を受賞されました。(令和7年5月3日発令)
※役職名は受賞日現在のもの

産業功労者

商 工 関 係

安 藤 康 隆	(大阪府鏡工業協同組合	副理事長)
飯 田 隆 夫	(大阪建築金物卸商協同組合	専務理事)
岩 佐 嘉 昭	(大阪機械卸業団地協同組合	副理事長)
上 田 泰 久	(大阪府鍍金工業組合	副理事長)
大 寄 常 行	(関西ウレタンフォーム加工協同組合	理 事 長)
樫 本 宏 志	(関西ねじ協同組合	理 事)
菊 本 佳 秀	(大阪機械器具卸商協同組合	理 事)
北 村 讓	(大阪中小企業振興協同組合	理 事 長)
北 村 和太郎	(大阪府テントシート工業組合	副理事長)
木 南 憲 二	(大阪広告美術協同組合	副理事長)
清 水 康 市	(協同組合大阪府旅行業協会	元副理事長)
鈴 木 隆 利	(協同組合大阪府旅行業協会	元理事長)
高 橋 勝 彦	(久左衛門商店街事業協同組合	理 事 長)
田 中 光 一	(関西ダイカスト工業協同組合	常任理事)
寺 西 一 哲	(協同組合関西地盤環境研究センター	理 事 長)
豊 岡 敬	(大阪木材工場団地協同組合	副理事長)
西 川 重 吉	(関西作業工具協同組合	副理事長)
久 門 龍 明	(大阪管工機材商業協同組合	元理事長)
細 畠 修	(大阪セメント卸協同組合	専務理事)
前 田 栄 次	(協同組合大阪府旅行業協会	元理事長)
森 川 享 英	(大阪府板金工業組合	副理事長)
山 田 正 弘	(大阪タクシー交通共済協同組合	理 事 長)
山 本 有 子	(大阪建築金物卸商協同組合	副理事長)

農 林 水 産 関 係

井 上 恵 章	(大阪本場青果卸売協同組合	専務理事)
大 下 和 生	(大阪本場青果卸売協同組合	理 事)
角 野 弘	(大阪木材商業団地協同組合	理 事 長)
下 浦 勝 也	(大阪本場青果卸売協同組合	常務理事)
長 田 雅 之	(大阪市水産物卸協同組合	理 事)
三 谷 利 満	(大阪市水産物卸協同組合	副理事長)
吉 田 貴与志	(大阪府水産物卸協同組合	理 事)

建 設 関 係

鳥 山 幸 嗣	(大阪府板硝子商工業協同組合	副理事長)
水 野 弘 量	(近畿建設躯体工業協同組合	理 事)
三 橋 一 弘	(関西シーリング工事業協同組合	副理事長)

(50音順)

中小企業組合等の活性化を 中央会が支援します！

大阪府中央会では、大阪府から「組合等事業向上支援事業」を受託する支援機関として、課題の解決に積極的に取り組む**中小企業組合や中小企業の異業種グループ**に対して、指導員又は専門家を派遣し、事業活性化支援等を実施しております。是非ご活用ください。

支援メニュー

① 組合ビジョン・中期計画作成支援

組合の基本的・総合的な方針であるビジョンや中期計画作成を支援します。

(支援内容) 組合の課題、業界動向分析、組合のビジョン検討会(5回)への参画、アンケート実施、計画取りまとめアドバイス

② 組合事業計画作成支援

組合の新規事業や既存事業再構築のための事業計画作成を支援します。

(支援内容) 組合事業の課題分析、業界動向分析、新事業戦略検討会(5回)への参画、事業計画取りまとめアドバイス

③ 組合事業活性化支援(教育情報事業以外)

組合の事業計画の実施、共同事業の企画・実施などを支援します。

(支援内容) 組合事業の課題分析、業界動向分析、事業実施検討会(4回)参画、事業実施アドバイス

④ 組合事業活性化支援(教育情報事業)

組合が単独では対応できない課題解決のための研修会等に対して、企画、講師派遣や会場選定など、開催全般にわたり支援します。

(支援内容) 組合事業の課題分析、業界動向分析、事業実施検討会(2回)参画、事業実施アドバイス

⑤ 異業種企業グループ事業計画作成支援

業種が異なる企業が連携して行う新事業計画(新商品開発計画、新サービス事業計画等)の作成を支援します。

(支援内容) 新商品開発・新サービス創出プラン検討会(5回)への参画、計画取りまとめアドバイス

支援対象

◇ ①～④は、大阪府内に主たる組合事務所がある事業協同組合、商工組合、商店街振興組合

◇ ⑤は中小企業4社以上で構成される異業種グループ

※代表及び過半数の企業は、大阪府内に主たる事務所があること

※検討会などの実施は、大阪府内で行なうこと

留意点

1. 申込みは、1組合(企業グループ)年度内、1支援メニューのみの利用となります。

ただし、次の場合は重複利用ができます。(いずれの場合も、年度内の利用上限は2件です)

①と③又は④) / ②と③又は④) / ③(①又は②の計画具体化のための支援に限る)と④

2. ①組合ビジョン・中期計画作成支援は、過去にこのメニューの支援を受けたことがある場合は利用することができません。

ただし、支援を受けて作成した組合ビジョン・中期計画作成の計画年数を経過し、その実績の検証・自己評価を終えており、かつ、外部環境の変化などにより新たに組合ビジョン・中期計画を作成する必要があると認められる場合には、この限りではありません。

3. 原則、設立2年以内の組合は、設立時に事業計画を策定しているので利用はできません。

4. 過去支援した同一課題の支援申込は、受付できません。

お問い合わせ先

大阪府中小企業団体中央会 連携支援部
TEL (06) 6947-4371

会員組合 組合員企業向け IT化・DXを支援いたします！

「DXによる会員組合、組合員企業、中央会、三方良しの実現」にむけ、ITの更なる活用拡大を前提にあらゆる会員サービスの業務を変革し、組合それぞれのニーズに沿った支援と本会業務の省力化と鮮度の高い情報活用を目指す中央会DX推進方針を定め、なお一層の会員サービスの向上に努めてまいります。

■中央会でできる支援

1. ニーズに応じたIT化・DXに関するセミナー講師派遣

大阪府中央会会員組合主催のセミナーや勉強会にニーズに応じた専門家や講師を派遣いたします。

2. IT化・DXに関する組合事業計画作成支援

組合として取り組んでいく事業の中でIT化・DXに関するテーマを検討されている場合、専門家を派遣し事業計画をまとめていく支援ができます。(例)「IT化・DX」「情報発信力強化」「サイバーセキュリティ」など

3. 組合・組合員のIT化・DXに関する個別相談対応

大阪府中央会の中小企業活性化サポートセンターでは、経営、労務、税務、その他経営に関するあらゆる課題解決に向け登録専門家をコーディネートし組合・組合員企業の個別相談に対応します。

4. 中央会提携企業によるITツール導入の提案

大阪府中央会にITツール、IT機器の導入検討などの相談いただいた場合、次のページに記載の提携企業をご紹介します。

5. IT化・DX関係中央会提携企業によるご優待

IT化・DX関係中央会提携企業からご提案いただいている、大阪府中央会会員組合、会員組合員企業の皆様にご活用いただける各種ご優待があります。

■大阪府中央会 提携企業

大阪府中央会では会員組合・組合員企業のDX・IT化に向け、企業との提携を進めています。

○株式会社ラクス

……ITでバックオフィス業務の効率化やペーパーレス化などのDX支援

○デル・テクノロジーズ株式会社

……中央会会員様特典として、「特別値引き」、「ITアドバイザーへの購入相談の機会」の提供

○リコージャパン株式会社

……日頃抱える業務課題の解決やトレンド情報の紹介

大阪府中央会会員組合、会員組合員企業の皆様からの個別のご相談は、下記、大阪府中央会の問い合わせ窓口より、ご連絡いただきますようお願いいたします。

＼ 会員組合、組合員企業のIT化、DXに関するお問い合わせ ／

お問い合わせ先

大阪府中小企業団体中央会 連携支援部

TEL (06) 6947-4371

大阪府中央会推薦貸付制度

テーマに沿った資金ニーズに対応した推薦貸付制度を利用しませんか？

・中央会推薦貸付制度とは

商工組合中央金庫（商工中金）と大阪府中小企業団体中央会の共通支援テーマに取り組む組合・組合員で、大阪府中小企業団体中央会から推薦を受けた皆様に必要な設備資金・運転資金を支援するものです。

本制度は、大阪府中小企業団体中央会から推薦を受けた組合及びその組合員を対象とした推薦融資です。大阪府中小企業団体中央会の会員である組合及び組合員企業が利用することができます。

推薦貸付利用のご相談は商工中金各支店へお問い合わせください。

※中央会が推薦するものであり、融資利用を確約するものではありません。融資にあたり商工中金の所定の審査があります。

【テーマ】

新設組合支援 ものづくり支援 地域資源活用支援（農商工連携含む）
 女性・子育て支援 BCP支援 事業承継支援 再生可能エネルギー活用支援
 海外展開支援 組合間連携支援 協業化促進支援
 ものづくり補助金（補助金給付までのつなぎ資金）

上記支援テーマに沿った取り組みを行う際の資金ニーズに対応します。

対 象 者	商工中金・中小企業団体中央会が定める上記支援対象テーマに取り組む組合・組合員で、大阪府中小企業団体中央会から推薦された方
資 金 使 途	設備資金・運転資金
貸 出 限 度	1億円（貸付金額は商工中金の所定の審査によります）
貸 出 期 間	1年以上（商工中金所定の審査によります）
貸 出 利 率	所定の貸出利率 - 0.3%（固定金利） ただし、貸出期間5年超については、長期プライムレートを下限とする
担保・保証人	商工中金所定の審査によります

利用例

推薦先	取組支援	資金使途	金額
工業団地組合	地域資源活用支援	組合の未活用土地の駐車場整備費用	1,000万円
組合員企業 電子機械部品卸	ものづくり支援	運転資金	1,000万円

お問い合わせ先

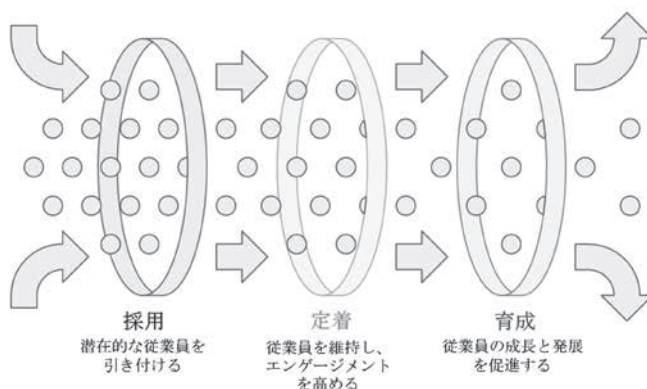
大阪府中小企業団体中央会 連携支援部
 TEL (06) 6947-4371

中小企業のための人材確保戦略： 採用・定着・育成を成功させる道筋

中小企業診断士 清水政美
(一般社団法人大阪中小企業診断士会)



人材不足が深刻化する現代において、特に中小企業にとって「人材の確保」は喫緊の課題であり、企業の存続と成長を左右する最重要経営戦略の一つです。大企業に比べて採用ブランド力や資金力で劣る中小企業が、いかにして優秀な人材を獲得し、定着させ、さらに成長を促していくのか。本稿では、「採用」「定着」「育成」の3つのフェーズに焦点を当て、中小企業が人材確保を成功させるための具体的な道筋を提示します。



1. 採用戦略：選ばれる企業になるための攻めの一手

採用活動は、単なる募集に留まらず、「自社が求める人材像」を明確にし、「自社の魅力」を最大限に伝えるブランディング活動と捉えるべきです。

①ターゲット人材の明確化

まずは、自社がどのような人材を求めているのかを具体的に定義します。スキル、経験だけでなく、価値観や志向性まで詳細なペルソナを設定することで、効果的な採用メッセージやアプローチ方法を検討できます。

②自社の魅力の再発見と発信

中小企業には、大企業にはない独自の魅力が必ず存在します。例えば、意思決定の速さや裁量の大きさ、アットホームな雰囲気や風通しの良い社風、地域貢献や特定のニッチな分野での専門性、経営者との距離の近さなどです。これらの魅力を具体例を交えて、採用サイト、SNS、採用イベントなどで積極的に発信しましょう。従業員のリアルな声や働く様子を写真や動画で公開することも有効です。

③多様な採用チャネルの活用

従来の求人方法だけでなく、以下のチャネルも積極的に活用します。

- **SNS採用**：企業の日常や働きがいを発信し、潜在的な求職者にアプローチします。
- **リファラル採用**：既存社員からの紹介は、企業文化にフィットする可能性が高く、定着率も高い傾向にあります。
- **ダイレクトリクルーティング**：スカウトサービスなどを活用し、自社が求めるスキルを持つ人材に直接アプローチします。
- **インターンシップ・アルバイトからの採用**：実際に職場で働いてもらうことで、企業の雰囲気や仕事内容を理解してもらい、ミスマッチを防ぎます。
- **地域の学校や団体との連携**：地元の専門学校や大学、商工会議所などと連携し、地域の人材との接点を増やします。

2. 定着戦略：居心地の良い職場と成長機会の提供

せっかく採用した人材がすぐに離職してしまえば、採用コストが無駄になるだけでなく、企業全体の士気も低下します。定着率を高めるためには、従業員が「ここにいたい」と感じる職場環境と、キャリアアップの機会を提供することが重要です。

①入社後の手厚いオンボーディング

入社直後の数ヶ月は、新入社員の定着を左右する重要な期間です。

- ・ **明確な役割と目標設定**：新入社員が早期に貢献実感を得られるよう、具体的な業務内容と期待値を明確に伝えます。
- ・ **メンター制度の導入**：先輩社員が新入社員の相談役となり、業務面だけでなく精神面もサポートします。
- ・ **定期的な面談**：上司や人事担当者が定期的に面談を行い、困りごとや不安を早期に察知し、解決に導きます。

②働きやすい職場環境の整備

従業員が心身ともに健康で働ける環境は、定着の基盤となります。

- ・ **ワークライフバランスの推進**：残業時間の削減、有給休暇の取得促進、フレックスタイム制やリモートワークの導入など、多様な働き方を支援します。
- ・ **公平な評価制度と透明性の高い報酬体系**：評価基準を明確にし、成果に見合った適正な評価と報酬を提供することで、従業員のモチベーションを維持します。
- ・ **コミュニケーションの促進**：定期的な社内イベントやランチ会、気軽に意見交換できる場を設けるなど、部署や役職を超えたコミュニケーションを活性化させます。
- ・ **従業員の声に耳を傾ける仕組み**：従業員満足度調査や退職者へのヒアリングなどを通じて、不満や改善点を吸い上げ、職場環境の改善に活かします。

3. 育成戦略：個の成長が企業の成長に繋がる道筋

人材は、一度採用したら終わりではありません。継続的な育成を通じて、個々の能力を最大限に引き出し、企業の成長エンジンとすることが重要です。

①個人のキャリアパスの明確化と支援

従業員一人ひとりが、どのようなスキルを習得し、どのようなキャリアを築きたいのかを明確にできるよう、キャリア面談などを通じてサポートします。また、社内でのジョブローテーションや、新たなプロジェクトへのアサインなど、成長機会を提供します。

②スキルアップのための研修機会の提供

外部研修への参加支援、資格取得支援、社内勉強会の開催など、従業員が新しい知識やスキルを習得できる機会を提供します。OJTだけでなく、Off-JTも積極的に取り入れましょう。

③挑戦と失敗を許容する文化の醸成

新しいことに挑戦する機会を与え、たとえ失敗しても、その経験から学び、次へと活かすことができるような文化を醸成します。失敗を恐れずに挑戦できる環境は、従業員の主体性を育み、イノベーションを生み出す源泉となります。

4. まとめ：人材確保は未来への投資

中小企業における人材確保は、一朝一夕に解決できる問題ではありません。しかし、「採用」「定着」「育成」の各フェーズで戦略的な取り組みを継続することで、着実に成果を出すことができます。

重要なのは、人材を「コスト」ではなく「未来への投資」と捉える視点です。従業員一人ひとりが生き活きと働き、成長を実感できる企業こそが、持続的な成長を実現し、社会に貢献できる中小企業へと発展していくでしょう。

この記事が、貴社の人材確保戦略の一助となれば幸いです。

大阪府中央会では、中小企業組合等が実施する事業への支援を行っています /

お問い合わせ先

大阪府中小企業団体中央会 連携支援部

TEL (06) 6947-4371

育児・介護休業法改正と 中小企業



社会保険労務士 澤田 敏仁
(大阪府社会保険労務士会副会長)

今年6月に発表されたデータによると、昨年の出生数は初めて70万人を下回り、これは国の想定を上回るペースで進んでいると大きく報じられました。またいわゆる「団塊の世代」が後期高齢者に入り、今後介護を必要とする人数は今後さらに増える見込まれます。国の施策としては、これらの課題に迅速に対応することが喫緊の課題となっていますが、企業においても少子化や介護への対応は必須となります。今回は、令和7年に改正された育児・介護休業法について整理し、中小企業がどのように対応すべきか、一緒に考えてみたいと思います。

1. 令和7年4月施行について

本年、令和7年の改正は4月1日から段階的に施行されていきます。4月1日からは次の9つの改正が施行されました。

(1) 子の看護休暇の見直し

- ①対象となる子の範囲が、小学校就学の始期に達するまでから小学校3年生修了までに拡大
- ②取得事由が、病気・けが、予防接種、健康診断に加え、感染症に伴う学級閉鎖、入園（入学）式、卒園式が追加
- ③継続雇用期間6ヵ月未満の労働者について労使協定があっても除外不可
- ④これらの改正によって名称が「子の看護等休暇」に変更

(2) 所定外労働の制限（残業免除）の対象拡大

対象となる労働者の範囲が、3歳未満の子を養育する労働者から、小学校就学前の子を養育する労働者へ拡大

(3) 3歳未満の子を育てている労働者に対する短時間勤務制度の代替措置として、テレワークが新たに追加

(4) 育児のためのテレワーク導入

3歳未満の子を養育する労働者がテレワークを選択できるように措置を講ずることが努力義務化

(5) 育児休業取得状況の公表義務適用拡大

公表義務の対象となる企業が、従業員1000人超の企業から300人超に拡大

(6) 介護休業を取得できる労働者の要件緩和

継続雇用期間6ヵ月未満の労働者について労使協定があっても除外不可

(7) 介護離職防止のための雇用環境整備

研修の実施や、相談窓口の設置等の措置により、円滑な申し出ができる環境を整備

(8) 介護離職防止のための個別の周知・意向確認等

- ①介護に直面した旨の申出をした労働者に対して、個別に介護休業制度や介護両立支援制度を周知し、利用の意向を確認
- ②40歳代など、介護に直面する前の早い段階での情報提供

(9) 介護のためのテレワーク導入

要介護状態の対象家族を介護する労働者に対して、テレワークの選択が努力義務化

2. 令和7年10月施行

そして今年10月からは次の2つの改正が施行されます。

(1) 柔軟な働き方を実現するための措置

事業主は3歳から小学校就学前の子を養育する労働者に対して、次の5つの講ずべき措置の中から、2つ以上の措置を選択して講じなければなりません。

労働者は、事業主が講じた措置の中から1つを選択して利用できます。

〈事業主が選択して講ずべき措置〉

- ①始業時刻等の変更（フレックスタイム制、始業・終業時刻の繰り上げ・繰り下げ）
- ②月10日以上テレワーク
- ③保育施設の設置運営等（ベビーシッターの手配・費用負担も可）

④年10日以上の特例休暇（養育両立支援休暇）

⑤短時間勤務制度

また、上記①～④に関しては、フルタイムでの実施が求められます。

さらに、子が3歳になるまでに、対象となる労働者に個別に周知と意向確認をする必要があります。

（2）仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮

事業主は、本人や配偶者の妊娠・出産等を申し出た際、または子が3歳になる前の期間（具体的には2歳～3歳の誕生日の1ヶ月前）に、子どもや家庭の事情に応じた勤務時間帯、勤務地、両立支援制度の利用等について、個別に意向を聴取しなければなりません。さらに、聴取した意向について、自社の状況に応じ、勤務時間帯や業務量の調整等、配慮しなければなりません。

3. 出生後休業支援金の創設

育児・介護休業法の改正の他、令和7年4月から共働き・共育てを推進するための「出生後休業給付金（給付率13%）」が創設されました。両親ともに、または配偶者が就労していない場合は本人が、14日以上育児休業を取得した場合、通常の育児休業給付金等（給付率13%）と併せて最大28日間受給でき、給付率は手取り10割相当となります。

この支援金が創設されたことによって、男性の育児休業の取得が増加することが予想されます。

4. 両立支援等助成金の活用

仕事と育児・介護を両立できる職場環境づくりに取り組む小企業向けに「両立支援等助成金」を利用できます。今回の法改正への対応を進めていくことが、受給の要件となっているものもありますので、当てはまる場合は、申請を検討しましょう。令和7年度の両立支援等助成金は次の6つのコースがあります。

（1）出生時両立支援コース

育児休業を取得しやすい雇用環境整備などを行い、男性労働者が育児休業を取得した場合に受給

（2）介護離職支援防止コース

労働者の円滑な介護休業の取得。職場復帰に組み、労働者が介護休業を取得した場合や、両立支援制度を利用した場合などに受給

（3）育児休業等支援コース

労働者の円滑な育児休業の取得・職場復帰に組み、労働者が育児休業を取得した場合に受給

（4）育児中等業務代替支援コース

育児休業取得者や短時間勤務者の業務を代わりに行う労働者に手当を支給したり、代替要員として新規採用や派遣スタッフを受入れた場合に受給

（5）柔軟な働き方選択制度等支援コース

柔軟な働き方選択制度等を複数導入し、労働者が制度を利用した場合に受給

（6）不妊治療及び女性の健康課題対応支援コース（今年度から新設）

不妊治療等の女性の健康課題に対応するために利用可能な両立支援制度を策定し、利用しやすい環境整備に取り組むとともに、相談に対応、それぞれに対応する両立支援制度を労働者が利用した場合に受給

5. まとめ

今後、生産年齢人口が大幅に減少することが予測されており、企業が現有の労働者に長く働き続けてもらうことは、採用や教育にかかるコスト削減にもつながります。中小企業にとって、育児・介護休業制度や短時間勤務制度が導入されることで、従業員への負担が大きくなるかもしれません。こうした影響を軽減するためには、業務を複数人で分担したり、ローテーションを取り入れるなどの工夫が求められます。柔軟な働き方を推進し、法改正に対応することが、企業の持続的な成長と従業員の満足度向上につながるでしょう。

大阪府中央会では中小企業組合等の労務等に関する相談会を行っています /

お問い合わせ先

大阪府中小企業団体中央会 総務部

TEL (06) 6947-4370

ESG経営（環境経営）を支える税制等



税理士 坂本 幹雄
(税理士法人コモンズ代表 大阪府中小企業団体中央会顧問税理士)

最近、ESG経営（環境経営）という言葉をよく耳にするようになりました。ESGとは、Environment（環境）、Social（社会）、Governance（ガバナンス）の頭文字を取ってつくられた言葉です。目先の利益や評価だけではなく、環境や社会への配慮、健全な管理体制の構築などによって持続可能な発展を目指すことをESG経営（以下「環境経営」）と言います。

中小企業であっても、時代の変化や社会的な要請に対応した経営が求められています。それは、大企業における社会的責任のようなものではなく、身近な地元の活性化につながるような活動です。具体的には、省エネやリサイクル、地産地消のようにシンプルで汎用性の高い要素を主力事業に加えて発展させることが中小企業が取り組むべき環境経営の姿です。また、環境経営は事業の持続性を高め、社会的な信頼を得る大きなステップにもなります。環境問題に取り組むことは、経営基盤の強化につながる未来への投資であるともいえるでしょう。

現在開催中の大阪・関西万博はESGに目を向けた「環境万博」でもあります。万博開催の本年は大阪の中小企業が、世界中から魅力的と言われる強いビジネス、強い社会経済を構築する良い機会です。

1 森林環境税の導入

実は、私たちもESGとしての税負担をしていることをご存じでしょうか。それは令和6年度から実施された「森林環境税及び森林環境譲与税」です。

「森林環境税」の課税は令和6年度から始まったもので、市町村において個人住民税均等割と併せて1人年額1,000円が課税されています。税収の全額が、国によって「森林環境譲与税」として都道府県・市町村へ譲与されます。また、森林環境税の支出先は森林の持つ公益的機能の発揮や災害防止等を図るための森林整備及び人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等に活用されることが法定化されている目的税です。

項 目	2023年度まで	2024年度から
森林環境税（国税）	—	1,000円
住民税均等割（市町村民税）	3,500円	3,000円
住民税均等割（都民税・道府県民税）	1,500円	1,000円
合 計	5,000円	5,000円

2 環境経営取組みに対する各種の支援措置

中小企業が環境経営に取り組む際に活用できる支援措置は、「税制優遇」、「補助金、助成金」、「経営革新計画の承認」などが挙げられます。これらの措置は、投資促進、研究開発、販路開拓、設備投資など、様々な目的で利用可能です。

①税制優遇

- カーボンニュートラル投資促進税制：温室効果ガス排出削減に向けた投資を促進するため、生産工程効率化等設備を取得した場合に特別償却又は税額控除が受けられます。
- オープンイノベーション促進税制：外部との共同研究開発を促進するため、税額控除が受けられます。
- デジタルトランスフォーメーション投資促進税制：デジタル化に向けた投資を促進するため、情報制御設備等を取得した場合に特別償却又は税額控除が受けられます。

- ・中小企業投資促進税制・中小企業経営強化税制：中小企業の設備投資を促進するため、対象の設備を取得した場合に特別償却又は税額控除が受けられます。
- ・高度な資源循環投資促進税制：令和7年度に創設されたもので、再資源事業の高度化設備を取得した場合に対象設備の特別償却が受けられます。

②補助金・助成金

- ・小規模事業者持続化補助金：販路開拓、生産性向上、持続的発展のための設備投資やウェブサイト関連費などが支援されます。
- ・中小企業等経営力強化促進事業：革新的なサービス開発や生産プロセスの改善に必要な設備投資が支援されます。
- ・中小企業向け補助金：設備投資、研究開発、人材育成、海外展開などに対して補助金が利用できます。

③経営革新計画の承認

経営革新計画を承認された中小企業は、資金調達で優遇されたり、補助金の申請時に加算対象になったり、販路開拓の支援を受けたりできます。

④その他

- ・固定資産税の減免措置：投資促進や企業活動を支援するための固定資産税の減免措置があります。
- ・特許料の減免措置：中小企業向けの特許料の減免措置が利用できます。
- ・中小企業サポートサービス：各都道府県の中小企業支援機関が、様々な相談や支援を提供しています。「大阪府中小企業団体中央会」にご相談ください。

3 中小企業組合の環境経営

近江商人の「三方良し」（売手良し・買手良し・世間良し）の「世間良し」は環境経営の精神でもあります。

近江商人の土壌である滋賀県下の中小企業組合における環境経営の事例を紹介します。



詳しくは、「滋賀県中小企業団体中央会」のホームページを参照してください。

<https://chuokai-shiga.or.jp/wp-content/uploads/2024/09/esg-management-case.pdf>

大阪府中央会では中小企業等の税に関する相談会・セミナーを実施しています /

お問い合わせ先

大阪府中小企業団体中央会 総務部

TEL (06) 6947-4370

中小企業組合検定試験を受けて 中小企業組合士を目指ませんか？

近年、中小企業組合に対してガバナンスの充実が求められています。広く社会の信頼を高め、社会的責任を果たすには、組合運営の経験と専門知識を備えた人材が必要です。中小企業組合士は、組合の業務を執行する役員や実務を担う事務局の方々に挑戦していただきたい資格です。

現在、全国で約3,000名の中小企業組合士が登録されており、組合はもちろん中小企業団体中央会、商工中金等それぞれの分野において活躍しています。

試験科目は「組合会計」「組合制度」「組合運営」の3つです。一部科目合格については翌年から3年間、その科目の受験が免除されます。

ここでは、令和6年度に出題された問題の一部を抜粋して掲載しました。お申し込み方法など詳しくは試験案内及び中央会ホームページをご覧ください (<https://www.maido.or.jp/> ※9月頃掲載予定)。

なお、今年度の試験は、令和7年12月7日(日)の実施を予定しております。

組合会計

Q1 中小企業等協同組合会計基準の事業報告書及び決算関係書類、監査制度に関する次の文章にある ～ について、語群A～Pの中から最も適切なものを選び、その記号を解答用紙の解答欄に記入しなさい。

1. (事業報告書と決算関係書類)

事業報告書と決算関係書類は、必ずしも書面で作成する必要はなく、 的方法により作成することも認められている。事業報告書には、組合の事業活動の概況に関する事項、組合の の状況に関する事項、その他組合の状況に関する重要な事項の3つの項目をもって作成される。そして決算関係書類には、財産目録、貸借対照表、、剰余金処分案(又は損失処理案)が含まれる。

2. (監査制度)

組合の監事は、自己の信念に基づいて、誠実に職務を遂行し、正確な意見を表明することができる者でなければならない。そして、一般に、その人的基準として、監事として適当な専門能力と実務経験を有していること、当該組合に対して特別の がないこと、監査を行うに当たっては常に公正不偏の態度を保持すべきこと、監査の実施については、専門家として をもってこれを行うことが求められる。

〔語 群〕

- | | | | |
|-----------------|----------|----------|---------|
| A. 運営組織 | B. 思い入れ | C. 管理組織 | D. 管理体制 |
| E. キャッシュ・フロー計算書 | | F. 貢献 | G. 口述 |
| H. 自信 | I. 正当な注意 | J. 損益計算書 | K. 強い関心 |
| L. 電磁 | M. 組合報告書 | N. 利害関係 | O. 録画 |

Q2 次の文章において文中に囲った語句のうち正しいものを選び解答欄に、その記号A～Jを記入しなさい。

- 事業協同組合等並びに企業組合及び協業組合が組合員又は会員から徴収する加入金は、法人税法上、資本等取引に該当するので、所得金額の計算上、 となる。
- 非出資組合は、法人税法上、 として取り扱われる。
- 青色申告の承認を受けた法人には、一定の帳簿書類の保存が 。
- インボイス制度の下、免税事業者は適格請求者を交付することが 。
- 固定資産税の課税上、償却資産については が150万円とされる。

組合制度

次の文章は、中小企業基本法からの抜粋である。文中の□イ～□ヌに語群①～⑳の中から正しいものを選び、その番号を解答用紙の解答欄に記入しなさい。

(中小企業者の範囲及び用語の定義)

第二条 この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が□イ以下の会社及び□ロであって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
 - 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が□ハ以下の会社及び□ロであって、□ニに属する事業を主たる事業として営むもの
 - 三 資本金の額又は出資の総額が□ホ以下の会社並びに常時使用する従業員の数が□ヘ以下の会社及び□ロであって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
 - 四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が□ヘ以下の会社及び□ロであって、□トに属する事業を主たる事業として営むもの
- 2 この法律において「経営の革新」とは、□チの開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、新たな□リの導入その他の新たな□ヌを行うことにより、その経営の相当程度の向上を図ることをいう。
- 3 この法律において「創造的な事業活動」とは、経営の革新又は創業の対象となる事業活動のうち、著しい新規性を有する技術又は著しく創造的な□リを活用したものをいう。
- 4 この法律において「経営資源」とは、設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の□ヌに活用される資源をいう。
- 5 この法律において「小規模企業者」とは、おおむね常時使用する従業員の数が二十人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、五人）以下の事業者をいう。

〔語 群〕

- | | | | | |
|-------|------|---------|-------|-------|
| ①十人 | ②百人 | ③事業管理方法 | ④五百人 | ⑤五千万円 |
| ⑥事業活動 | ⑦小売業 | ⑧経営管理方法 | ⑨団体 | ⑩三百人 |
| ⑪三千万円 | ⑫卸売業 | ⑬新サービス | ⑭五十人 | ⑮二百人 |
| ⑯経営活動 | ⑰新商品 | ⑱農業 | ⑲不動産業 | ⑳個人 |

組合運営

Q1 良質な雇用の創出や人手不足対策には、働き方改革が必要である。組合員企業や組合の働き方改革として、どのような取り組みが必要か。それを実現するにはどのような対策が必要かについて400字以内で記述しなさい。

Q2 次に掲げた1.～10.の文章について、運営上の判断として適切なものには○印を、適切でないものには×印を解答用紙の解答欄に記入しなさい（全部に○印のみ又は×印のみを付けた場合は、無効とします）。

1. A事業協同組合では、事業を休止した組合員からの、出資口数を減少してほしいとの申入れに対して、事業年度の終りに、定款の定めるところにより、申入組合員数の出資口数を減少することとした。
2. 4人の発起人が、事業協同組合を設立するため、定款とともに創立総会の日時及び場所を公告した。その後、発起人以外の出席者が見込まれなかったことから、定款の承認、事業計画の設定その他設立に必要な事項は発起人全員の同意によって議決があったものと扱い、創立総会の開催は省略した。

3. 事業協同組合の設立認可を受けたので、主たる事務所の所在地において設立登記を行ったが、その後、所管行政庁には設立登記が済んだ旨の届出を行わなかった。
4. B事業協同組合では、定款を事務所に備え置いているが、規約については、事務所に備え置いておらず、組合員から求めがあった場合にすぐ閲覧させることができる態勢も取っていない。
5. 役員の一部に住所の変更があったが、代用理事ではなかったので、所管行政庁に変更の届出は行わなかった。
6. 終活を支援し、介護事業を営む株式会社の経営者が、自社の企業理念を具体化する組織形態は事業協同組合であると考え、株式会社から組合へ組織変更することとした。事業協同組合、企業組合、協業組合の3種の組合形態を検討した結果、株式会社から組織変更するためには協業組合が最適であると判断した。
7. C事業協同組合では、事業年度途中で監事が辞任した。その後、他の役員である理事の1名が後任に就くこととなり、当該理事が理事を辞任した上で、臨時総会で新たな監事に選任された。もっとも、新たな監事は、自己が理事として行った職務執行について監査することとなるため自己監査に該当し、従って当該元理事は監事の適格を有しておらず、上記臨時総会の決議は無効と判断し、改めて後任の監事が選任されるまでの間、当初辞任した監事に監事の職務を行わせた。
8. D事業協同組合では、除名事由に該当する組合員を除名処分としようとしたが、当該組合は既に清算中だったので、除名の手続きは取れないと判断して断念した。

解 答

組合会計

Q1

イ	ロ	ハ	ニ	ホ
L	A	J	N	I

Q2

1	2	3	4	5
B	C	F	G	J

組合制度

イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	ヌ
⑩	②⑦	②	⑫	⑤	⑭	⑦	⑰	⑧	⑥

組合運営

Q1

今、働き方改革はあらゆる組織に共通する喫緊の課題である。ただ制度を掲げるだけでなく働き方改革が持続するように、それを実現できる仕組みを構築することが必要である。古くからの職場慣習を見直して、惰性的な残業を制限し長時間労働を是正する。それには業務方法を抜本的に見直して変革しなくては掛け声だけに終わってしまう。ITの活用も含めて必要不可欠な業務に再編成し、無駄を排除してスリム化した業務に標準化し労働時間を短縮する。また有給休暇取得の推進や育児休暇制度の確立、子育てが両立できるような支援制度などを設けることも必要である。しかし小さな職場になるほど、これらの制度の導入は他の職員の負担増大させてしまう。このため時差出勤やテレワークの推進、フリーランス人材など外部の専門的な人材の活用や業務委託、他の組合や他企業と連携による重複業務の一括処理などの方法によって、効率的・効果的な働き方や組織体制にする。

Q2

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
○	×	○	×	×	×	×	×	×	×

お問い合わせ先

大阪府中小企業組合士協会 担当：深尾・奥
TEL (06) 6947-4372

中小企業組合運営指導事業 (大阪府委託事業) Web研修会の開催について(ご案内)

本会では、大阪府からの委託を受けて、中小企業協同組合法の解説や組合会計など適正な組合運営に必要な知識の習得を目的としてWeb研修会を開催します。

本研修会では、組合運営に精通した中小企業診断士、税理士等を講師として、組合運営における課題とその対応策を紹介するなど、充実した研修内容となっております。

Web上で動画を配信しますので、職場やご自宅でいつでも受講できます。

1. 配信期間 令和7年10月27日(月)～令和8年2月17日(火)
2. 詳細・申込方法 大阪府中央会のホームページに申込情報を掲載予定です。
3. 内 容 下記参照

配信期間	内 容	研修内容
10月27日(月) ～2月17日(火)	【中小企業等協同組合法①】 ・組合の種類、性格、事業出資、議決権、選挙権、加入・脱退・払戻し等	組合の概要及び組合員の権利義務に関する知識と事務手続き等を習得する。
10月30日(木) ～2月17日(火)	【中小企業等協同組合法②】 ・定款、理事・監事の資格・職務権限・責任・任期等	定款の記載内容及び組合役員に関する知識と事務手続きを習得する。
11月4日(火) ～2月17日(火)	【中小企業等協同組合法③】 ・理事会、総会（総代会）の運営	理事会、総会（総代会）の適正な運営のために必要な知識を習得する。
11月7日(金) ～2月17日(火)	【中小企業等協同組合法④】 ・決算関係書類提出書、事業報告書、総会議事録、理事会議事録、役員変更届書等の様式と記載方法	通常総会終了後、総会議事録・理事会議事録を始め、行政庁へ提出する書類作成の知識を習得する。
11月11日(火) ～2月17日(火)	【中小企業等協同組合法⑤】 ・定款変更認可申請書の様式と記載方法 ・登記申請書の様式と記載方法	定款変更認可申請、登記申請に係る手続き、書類作成方法を習得する。
11月14日(金) ～2月17日(火)	【組合運営・事業活性化①】 ・組合における事業継続計画(BCP)について	組合における事業継続計画(BCP)についての知識を習得する。
11月18日(火) ～2月17日(火)	【組合運営・事業活性化②】 ・組合におけるデジタル化について	組合におけるデジタル化についての知識を習得する。
11月21日(金) ～2月17日(火)	【組合税務 1】 ・事業協同組合等の税務の特例、非出資組合、企業組合、協業組合の税務の特例、組合税務とインボイス制度等について	税法上の組合優遇措置や組合税制の知識を習得する。
11月25日(火) ～2月17日(火)	【組合税務 2】 ・組合職員の給与に関する税務関係	組合職員の給与に関する保険や税金等に関する知識を習得する。
11月28日(金) ～2月17日(火)	【組合会計 1】 ・組合と会社の相違、決算と総会までの手順、仕訳の基本、売上高・未収賦課金等について	組合特有の会計について知識を習得する。
12月2日(火) ～2月17日(火)	【組合会計 2】 ・組合決算書式（貸借対照表、損益計算書）、決算書式（剰余金・損失処理案）、組合員の脱退に伴う処理等について	決算整理手続きから出口となる貸借対照表、損益計算書についての知識を習得する。
12月5日(金) ～2月17日(火)	【組合決算 1】 ・決算と総会までの流れ、総会までの手順、決算整理仕訳等について	組合における決算から総会までの知識を習得する。
12月9日(火) ～2月17日(火)	【組合決算 2】 ・決算手続きの流れ、決算整理項目、教育情報事業の会計処理等について	決算手続き、組合固有の勘定科目の知識を習得する。
2月4日(火) ～3月6日(金)	【決算関係書類提出書の適正な作成】 ・チェックシート診断項目の不適正判定の改善	決算関係書類に記載義務のあるもののうち、誤りの多い項目について、その適切な記載内容について学びます。

お申込み・
お問い合わせ先

大阪府中小企業団体中央会 連携支援部
TEL(06)6947-4372 FAX (06)6947-4374 tyuokai-lesson@maido.or.jp

大阪府
中央会
お知らせ

予告 創立70周年記念式典並びに 第67回中小企業団体大阪大会を 開催いたします

本会は昭和31年の設立以来、本年度で創立70周年を迎えることとなり、来る9月17日に記念式典を開催する運びとなりました。

あわせて、府内の中小企業団体の代表が集結し、団結の絆を深めるとともに国や大阪府等に対し積極的な施策の推進を強く訴えることを目的として、第67回中小企業団体大阪大会を開催致します。また、記念式典及び大会終了後、引き続き祝賀懇親パーティーを開催致しますので、ご参加いただきますようお願い申し上げます。

1. と き：令和7年9月17日（水）15：00～

2. 場 所：シェラトン都ホテル大阪4階（大阪市天王寺区上本町）

3. 内 容：創立70周年記念式典	4階「浪速の間」	15：00～15：54
第67回中小企業団体大阪大会	〃	16：00～16：35
祝賀懇親パーティー	4階「大和の間」	16：45～

4. 申 込：7月中旬に、開催案内ならびに申込書を郵送しております。

必要事項をご記入の上、メールまたはFAXでお申込みください。

※祝賀懇親パーティーへご参加の場合は、参加費お1人様5,500円（うち消費税10%500円）が発生いたします。

※本会はクールビズを奨励しております。軽装でお越しくださいますようよろしくお願い申し上げます。

本件に関するお問い合わせは下記までお願いいたします。

お問い合わせ先

大阪府中小企業団体中央会 総務企画課
TEL (06) 6947-4370

大阪府中小企業青年中央会

第50回通常総会を開催

大阪府中小企業青年中央会では、4月14日（月）にマイドームおおさかにおいて、第50回通常総会を開催しました。第1部のセミナーでは、日本で唯一の技術企業向けプレゼン研修講師 新名史典氏による「自社の魅力が伝わる！相手を動かすプレゼンテーションセミナー」を開催しました。

セミナーでは、

1. 「伝える」を「伝わる」にするために
2. 自社の特性を客観的に観る
3. トップに必要な「動かす」力

について事例を用いてわかりやすくご講演いただきました。

第2部、大阪府中小企業青年中央会 第50回通常総会には、大阪府中小企業団体中央会柴田専務理事のご臨席のもと、青年中央会会員代表者等23名が出席されました。通常総会では、令和6年度事業報告書承認の件、令和6年度収支決算書、令和7年度事業計画、令和7年度収支予算、令和7年度会費の額及びその徴収方法の諸議案、いずれも満場一致で可決承認されました。

総会終了後、シティプラザ大阪に会場を移動し、第3部会員交流懇親会を開催しました。前衆議院議員の柳本顕様、近畿各府県の青年中央会会長の皆様が来賓として加わり懇親が深められました。



谷岡会長の開会挨拶



新名講師によるセミナー



大阪府中央会 柴田専務理事



近畿ブロック青年中央会
成瀬会長

令和7年度の事業計画は次のとおりです。

(1)青年経営者交流

①50周年記念事業の実施

創立50周年を迎える本会の記念事業として
10月4日に50周年記念事業を実施する。

②大阪・関西万博への積極的な提案

2025年大阪・関西万博の一助となる為に積極的に提案・参加する。

(2)自主事業の構築

- ・メンバーシップビジネス(どうせ買うなら)推進
- ・士業コンシェルジュの促進
- ・ガソリンカード事業の推進（協同組合大阪中小企業支援ネットワーク委託）

(3)情報提供

会員企業の事業促進につなげるため、イベント情報、新サービス情報等について、メール、ホームページ、SNS等による情報提供を行う。

(4)参加型事業

①近畿ブロックU B A通常総会への参加

(令和7年5月27日)

毎年開催される通常総会及び終了後の懇親会に参加し、近畿2府5県U B A会員企業と交流を図る。(今年度は兵庫県で開催)

②近畿ブロックU B A交流会への参加

(令和7年10月3日)

毎年1回程度開催される交流会に参加し、近畿2府5県U B A会員企業と交流を図る。(今年度は大阪府で開催)

③全国中小企業青年中央会通常総会への参加

(令和7年6月20日)

毎年開催される通常総会及び終了後の全国代表者会議に参加し、全国の青年中央会会員企業と交流を図る。(今年度は鳥取県で開催)

④組合青年部全国講習会への参加

(令和7年11月14日)

毎年開催される全国講習会に参加し、全国の青年中央会会員企業と交流を図る。(今年度は岩手県で開催)



会員交流会では組合青年部によるPRタイムを実施

大阪府中小企業青年中央会 会員募集中

お問い合わせ先

大阪府中小企業団体中央会

連携支援部・連携支援課

TEL (06) 6947-4371

エル プラス ELLE-Place大阪 (大阪府中小企業女性中央会) 第22回通常総会を開催

去る5月13日(火)、ホテルロイヤルクラシック大阪において、エル・プラス大阪の第22回通常総会及び懇親会を開催致しました。

第22回通常総会では、①令和6年度事業報告及び収支決算、②令和7年度事業計画(案)及び収支予算(案)、③経費の賦課及び徴収方法の各議案が満場一致で可決承認されました。

また、④役員改選があり、下記の通り新役員体制が決定致しました。今回の改選では、木戸会長が退任され、新たに青木氏が新会長に就任となりました。

懇親会では余興としてマジシャンの方をお招きし、身近なアイテムを使った巧妙なマジックを披露していただきました。時にはタネ明かしも交えながら、参加者の興味を引きつけ、笑顔と驚きに包まれたひとときとなりました。マジックを通じて会員同士の交流も自然と深まり、終始和やかな雰囲気の中、盛況のうちに幕を閉じました。

なお、令和7年度の事業計画は次のとおりです。

記

○令和7年度事業計画

- (1) 交流、情報交換を図るための事業：会員相互及び他団体等との交流会や情報交換会の開催
- (2) ネットワーク事業：ホームページ、電子メールやLINEアプリ等を活用した情報発信
- (3) 研修会・講習会等の開催等：ビジネススキル向上や自己研鑽のための講習会の開催および大阪府中央会等が主催する講習会への参加



青木新会長挨拶



新役員



懇親会の様子

○エル・プラス大阪 新役員体制(敬称略・順不同)

会 長：青木まゆみ 副会長：寺奥天結、川野京子、中津敏子(新)
理 事：北畠いづみ、迫田千鶴、佐々木三枝(新)、左藤浩子、土井善深、増村恭江、三好敦子
監 事：山田益子(新)

担当：大阪府中小企業団体中央会 総務企画課 電話 06 - 6947 - 4370

HPはこちら！
活動状況を
ご覧いただけます♪



公式LINEはこちら！
お気軽にお問い合わせ
ください♪



エルプラス大阪は
会員を募集中です

大阪府官公需適格組合協議会

第43回通常総会を開催

大阪府官公需適格組合協議会は、去る6月26日（木）、ホテルアウリーナ大阪において第43回通常総会を開催致しました。

総会では、大阪府商工労働部中小企業支援室商業振興課団体グループ樋口課長補佐ご臨席のもと、令和6年度事業報告及び収支決算書、令和7年度事業計画及び収支予算、令和7年度会費の額及び徴収方法について満場一致で可決承認されました。

令和年7度の事業計画は次のとおりです。

(1)共同受注促進事業

大阪府官公需適格組合協議会・HP（ホームページ）の運用やPRパンフレットの作成などによって、会員組合や官公需適格組合制度のPRに努めるなどの会員組合の受注の促進に関する事業

- ①会員組合のPR、官公需適格組合制度の啓発・普及を目的として、大阪府官公需適格組合協議会のホームページを更新し、広く情報を提供
- ②会員組合のPR、官公需適格組合制度の啓発・普及を目的として、PRパンフレットを会員組合へ配布

(2)教育事業

会員の官公需受注体制の整備、受注能力向上のための教育に関する事業

- ①京都府官公需適格組合協議会との意見交換会
- ②行政との官公需適格組合についての勉強会
- ③その他研修促進事業

(3)官公需適格組合の証明の申請に関する支援

官公需適格組合の証明の更新や新規に取得する組合に対して、申請書類作成や内容確認要領に基づく確認などの支援

(4)官公需適格組合の活用に関する事業

大阪府内の各発注機関に対する官公需適格組合の活用の促進を図るための要望を行う

(5)フェイスブックの活用に関する事業

大阪府官公需適格組合協議会会員組合の活動内容を全国官公需適格組合協議会のフェイスブックにア

ップし、各行政機関に官公需適格組合の認知度を向上させ、受注促進を図る

(6)官公需受注に関する情報の提供に関する事業

- ①窓口（大阪府中小企業団体中央会内に設置）での官公需に関する相談への対応（通年）
- ②官公需情報ポータルサイトによる発注などの情報の提供（通年）

(7)全国官公需適格組合協議会通常総会に関する事業

- ①令和7年7月17日通常総会・受注力強化セミナー・懇親会・二次会
- ②令和7年7月18日大阪関西万博視察 場所:夢洲
 - ・全国官公需適格組合協議会との連携を密にとる
 - ・大阪府官公需適格組合協議会会員の動員を増やす
 - ・報道機関に参加を呼びかけ大阪府官公需適格組合協議会のアピールを行う



総会風景



石井会長総会開会挨拶



大阪府商工労働部中小企業支援室
商業振興課団体グループ
樋口課長補佐によるご祝辞



高橋副会長総会閉会挨拶

お問い合わせ先

大阪府中小企業団体中央会
TEL (06) 6947-4371

連携支援部 連携支援課

大阪府協同組合職員互助会

第74回通常総会を開催

去る6月25日（水）シティプラザ大阪において大阪府協同組合職員互助会第74回通常総会が開催されました。

総会には、会員総数73名中73名（内委任出席30名）が出席して開催され、横田常任幹事による司会進行のもと、柴田代表幹事の主催者挨拶に続き、令和6年度事業報告書、収支計算書及び次期繰越金内訳書の承認、令和7年度事業計画（案）及び収支予算（案）、令和7年度会費及び納入方法について（案）、生命傷害共済加入について（案）の各議案について、原案通り可決承認されました。

続いて同会場にて懇親パーティーが開催され、冒頭で令和6年度に新たに互助会に加入された方々の紹介が行われた後、役員を代表して妻鳥幹事より乾杯の発声がなされ、懇談に入りました。懇親パーティーでは、毎度お馴染みの「福引抽選会」が行われるなど、会員相互の交流が図られ、大川常任幹事による閉会挨拶の後、無事終了いたしました。

令和7年度事業計画

1. 通常総会の開催（6月25日）
2. 各種レクリエーションの実施
 - ・「2025大阪・関西万博チケット割引販売」（5/27再販売、6/4最終追加販売）
 - ・「ホテルでランチビュッフェ&吉本新喜劇観劇」（11月8日）
3. 越年パーティーの開催（12月4日）
4. 各種給付金の支給
5. 生命傷害共済制度の利用
6. 本会の普及と加入促進
7. その他本会の目的達成に必要な事業

主催者挨拶
柴田代表幹事



司会
横田常任幹事



乾杯
妻鳥幹事



閉会挨拶
大川常任幹事



新規加入者紹介



大阪府協同組合職員互助会 会員募集中！

【お問い合わせ先】 大阪府協同組合職員互助会
担当：古谷・藍原 TEL：06-6947-4370

大阪府
中央会
主な実施
事業

大阪府中小企業組合士協会 第50回通常総会を開催

去る6月27日（金）、シティプラザ大阪において大阪府中小企業組合士協会第50回通常総会が開催されました。通常総会では、大阪府中小企業団体中央会の谷山事務局長、兵庫県中小企業組合士協会の並河会長のご臨席を得て、会員89名（委任状を含む）出席のもと盛大に開催され、令和6年度の事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び剰余金処分案、令和7年度の事業計画、収支予算、経費の賦課及び徴収方法、役員改選の件が可決・承認されました。

総会終了後は、株式会社商工組合中央金庫マーケティング部柊木智氏を講師に迎え、「米国通商政策の中小企業への影響」と商工中金の組合支援」と題して講演が行われました。続いて懇親会が開催され、盛況のうちに終了されました。



【新 役 員】

- | | |
|-----|--|
| 理 事 | 石田 悟一、高田 壽夫、進木 健三、松元 清美、向出 伸弘、妻鳥 光伸、名和 秀記、平松 照久、宮崎 弘、高橋 明子、南 博、野間 修平、山岸 祥治、藤本 敦子、下山 美和、松本 守生、大西 洋市 |
| 監 事 | 坂本 滋治、矢倉 正裕 |

【令和7年度事業計画】

- | | |
|---------|---|
| 運 営 部 会 | 経済や時事に関する講演会、研修会の開催。その他組合士の活躍に関する取り組みの実施。 |
| 交 流 部 会 | 会員相互の交流・懇親、意見交換会の実施。ブロック内外を含めた他都道府県組合士協会との交流会の実施。 |
| 情 報 部 会 | 協会ホームページの充実を図るとともに、新着情報、メールマガジンのタイムリーな発信による会員への情報提供。会員間の情報交換を行い、連携を深める。全国連合会が発行する組合士手帳を購入し、協会組合士へ配布する。 |
| 組合士対策部会 | 受験対策図書の貸し出しや受験対策講座を開催し、組合士の増加を図る。 |
| そ の 他 | 協会運営功労者、優良組合士等、全国中小企業組合士協会連合会が表彰する被表彰候補者の推薦の実施。今年度大阪主催で実施する近畿ブロック中小企業組合士協会連絡会議において大阪・関西万博に関連した行事を実施するため、「大阪・関西万博関連事業推進委員会」を中心に準備を行い実施する。
協会創立50周年記念行事に向けて「50周年記念事業実行委員会」を中心に準備活動の実施。 |



兵庫県中小企業組合士協会
並河会長



大阪府中小企業団体中央会
谷山事務局長



株式会社商工組合中央金庫
マーケティング部
柊木 智氏



懇親会の様子

お問い合わせ先

大阪府中小企業組合士協会 担当：谷口
TEL (06) 6947-4372

暑中お見舞い申し上げます

**限りある資源、無駄を
なくして地球を守ろう！**

**私たちも『資源循環型社会』
形成推進に参加しています。**

関西リサイクル環境事業協同組合

代表理事 **中 田 基 浩**

事務長 **宮 地 恭 平**

〒597-0093 大阪府貝塚市二色中町9番7号

電 話 (072) 431-0501

FAX (072) 432-1010

E-mail : kansairecycle@oboe.ocn.ne.jp

暑中お見舞い申し上げます

すべてお任せください

TOTAL COMMUNICATION

関西共同

印刷・SNS・グッズ・HP等、ご相談だけでもOKです!

株式会社関西共同印刷所

本 社：〒531-0076 大阪市北区大淀中3丁目15番5号

新大阪営業所：〒532-0003 大阪市淀川区宮原4丁目1番4号

KDX新大阪ビル4階

電 話 (06) 6453-3335 (営業2課)

FAX (06) 6676-7133

E-mail: eigyo2@kansai-kyodo.co.jp

暑中お見舞い申し上げます

第22回

OSAKA 2025

管工機材・設備総合展

9.11(木)・12(金)・13(土) 10:00~17:00

但し最終日は15:00まで

インテックス大阪6号館A (入場無料)

URL <https://www.pst-osaka.or.jp>

※ご来場には上記のリンク先から事前登録をお願い致します。



大阪管工機材商業協同組合

〒550-0012 大阪府大阪市西区立売堀4丁目5番1号

電話 (06) 6531-6385

FAX (06) 6536-6525

URL <https://www.pst-osaka.or.jp>

E-mail: kankokizai-osk@pst-osaka.or.jp

創業から事業承継まで

お客様のビジネスをトータルサポート

成 協 信 用 組 合

理事長 大村佳三

〒577-0842

東大阪市足代南1丁目11番9号

電話 (06) 4307-1000

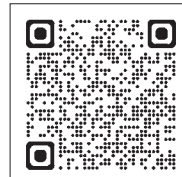
FAX (06) 4307-1001

E-mail: soumubu@seikyo-shinkumi.jp

公式インスタグラム



ホームページ



せいきょう しんくみ

暑中お見舞い申し上げます

ASCOT 明日の情報システムを創造する

株式会社アスコット

代表取締役会長 **森井 義雄**

代表取締役社長 **吉村 紳一**



中小企業IT経営力大賞
商務情報政策局長賞



ISO 27001:2013 認証取得

■本 社 〒540-0021 大阪府中央区大手通 1-4-10 大手前フタバビル6F

TEL (06) 6944-9211 FAX (06) 6944-3233

URL <https://www.ascot.co.jp/ascot/>

E-mail: ascot@ascot.co.jp



べんごしのような建築や

新建築設計事業協同組合

会 長 **出 崎 仙 三**

理 事 長 **出 崎 裕 三**

〒540-0037 大阪府中央区内平野町 1 丁目 1 番 6 - 805号

電 話 (06) 6947-0570

FAX (06) 6940-4685

E-mail: dezaki@maple.onc.ne.jp

暑中お見舞い申し上げます

大阪府衛生管理協同組合

理事長 米 田 健 司
副理事長 桎 木 隆 弘
副理事長 野 中 久 泰
副理事長 片 山 敏

〒556-0011 大阪市浪速区難波中2丁目7番25号
ナンバビル

電話 (06) 6633-2460

FAX (06) 6633-1652

ホームページ <http://www.o-eikan.jp/>

誇れる技術と技能で
明るい世界へ塗り替える！



建築塗装技能検定実技試験



中学校の体験学習で
校内美化に協力



国土交通省NETIS登録
エア式静電塗装工法

established 1947

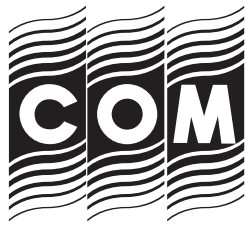
大阪府塗装工業協同組合

理事長 小 掠 武 志
代表理事 田 伏 健 一

〒530-0047 大阪市北区西天満5丁目6番10号 富田町パークビル7階
TEL 06-6313-0315 / FAX 06-6313-0316
ホームページ <https://pco.or.jp/>



暑中お見舞い申し上げます



ART HILL

(コムアートヒルは繊維団地の愛称です)

大阪船場繊維卸商団地協同組合

理事長 尾 池 行 郎

副理事長 津 田 純 二

副理事長 松 尾 憲 久

副理事長 武 村 貴 司

〒562-0035 箕面市船場東2丁目5番47号

電 話 (072) 729-3321~4

FAX (072) 729-3325

URL <http://www.comarthill.jp>

E-mail : info@comarthill.jp

大阪木材仲買協同組合

理事長 福 本 桂 太

〒550-0015 大阪市西区南堀江4丁目18番10号

電 話 (06) 6538-2351

FAX (06) 6538-2355

URL <https://www.mokuzai-nakagai.com>

E-mail : moku-nakagai@mth.biglobe.ne.jp



協同組合大阪府旅行業協会

理事長 田 中 忠 和

〒556-0017 大阪市浪速区湊町1丁目4番1号

電 話 (06) 6643-8800

FAX (06) 6643-8805

URL <http://www.oata.or.jp/>

E-mail : info@oata.or.jp



大阪広告美術協同組合

理事長 金井和人

〒543-0027 大阪市天王寺区筆ヶ崎町3番1号
電話 (06) 6771-9010
FAX (06) 6774-0426
URL <http://www.kanban-oac.or.jp>
E-mail: osaka@kanban-oac.or.jp

大阪・奈良税理士協同組合

理事長 永橋利志

〒540-0012 大阪市中央区谷町1丁目5番4号 近畿税理士会館11階
電話 (06) 6941-6888
FAX (06) 6947-2800
URL <https://www.hanna-zeikyo.jp>



全日本ブラシ工業協同組合

理事長 佐野晃

〒577-0065 東大阪市高井田中1丁目5番3号 東大阪市立産業技術支援センター内
電話 (06) 6787-6162
FAX (06) 6787-6163
URL <https://ajbia.or.jp>



大阪市管工設備協同組合

代表理事 木村之彦

〒530-0047 大阪市北区西天満3丁目6番32号 水道会館内
電話 (06) 6363-4631
FAX (06) 6363-4638
URL <http://www.osakasikanko.or.jp>
E-mail: osk@osakasikanko.or.jp

近畿生コンクリート圧送協同組合

理事長 岸 繁 樹

〒550-0005 大阪市西区西本町2丁目3番6号 山岡ビル11階

電話 (06) 4393-8868

FAX (06) 4393-8895

URL <http://www.kinatsukyou.com/>

E-mail: matsuura@kinatsukyou.com



大阪府電設資材卸業協同組合

理事長 守 谷 承 弘

〒550-0011 大阪市西区阿波座1丁目11番6号

電話 (06) 6541-8244

FAX (06) 6541-8249

URL <http://www.daidenzai.or.jp/>

E-mail: info@daidenzai.or.jp

大阪金物団地協同組合

理事長 川 嶋 信 也

〒577-0815 大阪府東大阪市金物町3番5号

電話 (06) 6723-1577

FAX (06) 6725-3301

URL <http://www.kanamonodanchi.or.jp/>

E-mail: info@kanamonodanchi.or.jp



大阪府菓子工業組合

理事長 野 村 泰 弘

〒550-0029 大阪府中央区本町橋2番5号

マイドームおおさか5階 (一社)大阪菓子会館内

電話 (06) 6755-4058

FAX (06) 6755-4311

暑中お見舞い申し上げます

泉佐野市認定水道工事業協同組合

理事長 澤 野 敏 信

〒598-0021 泉佐野市日根野786番地 1
電 話 (072) 450-2777
FAX (072) 450-2888
URL <http://izumisano-suido.jp/>
E-mail: suido931@wind.ocn.ne.jp



土 質 試 験 ・ 岩 石 試 験 の 専 門 機 関
おかげさまで創立45周年を迎えます

“全国トップレベルの実績”と“確かな品質”で安全・安心な国土を支えます

KG&ERc 協同組合 関西地盤環境研究センター

理事長 窪 田 博 之
専務理事 八 谷 誠

〒566-0042 大阪府摂津市東別府1丁目3-3
電 話 (06) 6827-8833 (代表)
FAX (06) 6829-2256 (代表)
URL <https://ks-dositu.or.jp>

大阪電気器材協同組合

理事長 米 倉 彦 之

〒550-0011 大阪市西区阿波座1丁目11番6号
電 話 (06) 6531-8262
FAX (06) 6531-8263
E-mail: kizaikum@soleil.ocn.ne.jp

協同組合新大阪センシティー

理事長 吉 木 学

〒532-0004 大阪市淀川区西宮原2丁目2番2号
電 話 (06) 6394-1121
FAX (06) 6394-3878
URL <http://www.yumesse.gr.jp/>
E-mail: kumiai@yumesse.gr.jp

大阪玩具事業協同組合

代表理事 西川 貴士

〒537-0013 大阪府大阪市東成区大今里南1丁目2番11号 O.Tビル8階
電 話 (06) 4307-5931
FAX (06) 4307-5932
URL <https://osakatoys.jp/>

日本ワイヤロープロック加工 協同組合

理事長 野々内 達雄

〒551-0031 大阪市大正区泉尾6丁目5番69号
電 話 (06) 6552-0975
FAX (06) 6552-0979

大阪葬祭事業協同組合

理事長 和合 健一

〒542-0082 大阪府大阪市中央区島之内1丁目22番22号 第一住建島之内堺筋ビル803号
電 話 (06) 6563-7790
FAX (06) 6563-7683
URL <http://www.sougi.or.jp>
E-mail : info@sougi.or.jp



大阪兵庫生コンクリート工業組合

理事長 木村 貴洋

〒559-0034 大阪市住之江区南港北1-6-59 テクノ・ラボ大阪2階
電 話 (06) 6655-1390
FAX (06) 6655-1395
URL <https://osakahyogokousou.or.jp/>
E-mail : kurinobu@zennama.or.jp



赤帽大阪府軽自動車運送協同組合

理事長 今 津 勝 文

〒577-0053 東大阪市高井田27番32号
電 話 (06) 6782-1116
FAX (06) 6782-1660
URL <https://osaka.akabou.jp/>
E-mail: soum@osaka.akabou.jp

大阪室内装飾事業協同組合

理事長 鈴 木 公 和

〒550-0004
大阪市西区鞠本町2丁目7番11号
電 話 (06) 6448-2661
FAX (06) 6448-2667
URL <http://www.oosk.jp/>
E-mail: ossk@mx1.alpha-web.ne.jp

大阪屋外広告美術協同組合

理事長 綿 谷 賢 治



〒543-0072 大阪市天王寺区生玉前町
5番31号 アンビション三和II401号
電 話 (06) 6776-8108
FAX (06) 6776-8055
URL <http://www.daikokyo.or.jp/>
E-mail: office@daikokyo.or.jp

大阪鋏螺卸商協同組合

理事長 大 山 寛 之

〒542-0081 大阪市中央区南船場2丁目
6番10号
電 話 (06) 6271-4550
FAX (06) 6271-0514
URL <http://www.daibyokyo.com>
E-mail: jimukyoku@daibyokyo.com

大阪府紙料協同組合

理事長 須 田 充 訓

〒542-0066
大阪市中央区瓦屋町1丁目4番2号
電 話 (06) 6768-1556
FAX (06) 6768-0240
E-mail: shiryokyo02@road.ocn.ne.jp

大阪府印章業協同組合

理事長 宇佐美 源太郎

〒556-0022
大阪市浪速区恵美須東1丁目11番12号
電 話 (06) 6641-4450
FAX (06) 6631-3571
E-mail: info@daiin.jp

協同組合物流ネットサービス

代表理事 泉 本 弘 志

〒599-8254
大阪府堺市中区伏尾373番地
電 話 (072) 242-8235
FAX (072) 242-8234
E-mail: 2722000west@mx2.alpha-web.ne.jp

暑中お見舞い申し上げます

大阪機械器具卸商協同組合

理事長 中山 哲也

〒550-0011 大阪市西区阿波座2丁目
2番18号 いちご西本町ビル
電話 (06) 6541-6802
FAX (06) 6541-6530
URL <http://www.daiki.or.jp>
E-mail: kk6802@daiki.or.jp



西日本段ボール工業組合

理事長 大坪 清

〒540-0026 大阪市中央区内本町1丁目
3番5号 いちご内本町ビル内
電話 (06) 6941-5212
FAX (06) 6941-5257
URL <https://www.seidanko.com/>
E-mail: seidan@seidanko.or.jp

大阪府印刷工業組合

理事長 高本 隆彦

〒534-0027
大阪市都島区中野町4丁目4番2号
電話 (06) 6353-3035
FAX (06) 6352-2360
URL <https://www.osaka-pia.or.jp>
E-mail: info@osaka-pia.or.jp

シール印刷大阪府協同組合

理事長 坂田 康司

〒537-0024 大阪市東成区東小橋1丁目
14番28号 日伸製作所ビル6階
電話 (06) 6971-1591
FAX (06) 6971-1595
URL <http://www.seal.osaka.jp>
E-mail: spo-osaka@yacht.ocn.ne.jp



大阪府 牛乳商業組合

理事長 津村 調和

〒550-0014
大阪市西区北堀江3丁目6番28号
乳業センタービル
電話 (06) 6538-3061
FAX (06) 6538-3067

大阪美術商協同組合

理事長 市田 芳昭

〒541-0042
大阪市中央区今橋2丁目4番5号
電話 (06) 6231-9626
FAX (06) 6226-1848
URL <http://www.daibi.jp/>
E-mail: info@daibi.jp



大阪中央合同社

「中小企業の未来に、安心を。」

中小企業向け共済制度の推進
福利厚生・保険商品の提案
割引制度による経費削減支援

〒540-0029 大阪市中央区本町橋2番5号
マイドームおおさか6階



☎ 06-6949-4371
URL <https://osaka-chuou.jp/>

各種共済制度のご案内

大阪府中小企業団体中央会

法人向け福利厚生共済制度

P.46

特定退職金共済制度

従業員の退職金積立制度

- 中小企業の従業員のための安定した退職金制度をサポート
- 月額1,000円から計画的な退職金の準備をサポート

オーナーズプラン

経営者のリスクマネジメントのための生命保険

- 経営者のリスクマネジメントをサポート
- 役員の退職金・老後の生活資金をサポート
- 総合保障型から医療・がん・介護の単品型まで幅広いニーズをサポート

パートナーズプラン

従業員の福利厚生をサポートするための生命保険

- 従業員の福利厚生をサポート
- 入院・通院費用をサポート

経営者・従業員総合補償制度

P.47

まい・ドリーム

従業員のライフスタイルに合わせて選べる保険

情報セキュリティサポート保険制度

P.48

ウイルス感染のおそれの際の調査や、改正個人情報保護法対応にも活用可能！

中央会ビジネスJネクスト (業務災害補償保険)

企業を労働災害リスクから守るための 傷害保険

- テレワークに潜む労務リスクをサポート
- 万が一の事故に備えて従業員の安心をサポート

ビジネス 総合保険制度

P.49

企業を事業経営リスクから守るための 保険

- マイカー・自転車通勤の事故をサポート
- 施設リスク・業務リスク・生産物リスクの賠償責任をサポート

業務災害補償制度

P.50

- 1事故あたり最高5億円までの労災賠償に備える
- 政府労災保険の認定を待たずに保険金の支払いが可能
- 保険料は売上高で算出できます

集団扱自動車保険制度

P.51

- 会員事業者および会員事業者の従業員のみなさまにご利用いただける自動車保険

各種
共済制度

大阪府中小企業団体中央会共済制度 法人向け福利厚生共済制度

+++ 経営者の方へ +++

特定退職金共済制度

従業員のみなさまの退職金の準備

+++ 経営者・役員の方へ +++

オーナーズプラン

経営者が万一の時
入院等による休業時

事業保全
資金の準備

経営者の
みなさまの

事業承継・
相続税の準備

経営者・役員の
みなさまの

退職慰労金・
弔慰金の準備

+++ 従業員の方へ +++

パートナーズプラン

従業員のみなさまの保障準備

オーナーズプラン・パートナーズプランは月払契約の場合、団体扱となり、
一般扱(口座振替月払等)でご契約いただくよりも保険料が割安になります。

※団体扱とは、中央会が団体扱として申し込みいただいた各保険契約の保険料を取りまとめ、一括して当社へ払い込む取り扱いのことです。
※中央会が事前に認めた会員組合に所属する組合員(法人または個人事業主)、および当該組合員事業所に勤務する役員・従業員が対象となります。
※一部対象とならない商品・契約がございますので、詳細は下記までお問い合わせ願います。
※詳細は、該当の「商品パンフレット」をご覧ください。ご検討にあたっては、「設計書(契約概要)」「特に重要な事項のご説明(注意喚起情報)」「ご契約のしおり一約款」および大阪府中小企業団体中央会の「退職金共済規程」等を必ずご覧ください。

特定退職金共済制度

〈実施団体〉大阪府中小企業団体中央会

〒540-0029 大阪市中央区本町橋2番5号 マイドームおおさか6階
☎06-6947-4370

〈引受保険会社〉大樹生命保険株式会社

〈お問い合わせ〉大樹生命保険株式会社 大阪支社

〒530-0005 大阪市北区中之島3-3-3 5階 ☎06-6225-0811

オーナーズプラン・パートナーズプラン

〈お問い合わせ〉大阪府中小企業団体中央会

〒540-0029 大阪市中央区本町橋2番5号 マイドームおおさか6階
☎06-6947-4370

大樹-KB-2022-903 K-2023-1002(2023.4)

保険期間	7月1日～1年間
加入日	毎月1日

大阪府中小企業団体中央会 経営者・従業員総合補償制度

(傷害総合保険・所得補償保険)

まい・とりーむ

※「まい・とりーむ」は、大阪府中小企業団体中央会の「経営者・従業員総合補償制度」のペット・ネームです。

ライフスタイルに合わせて選べる保険



傷害総合保険

天災危険補償タイプを選べば
万一の地震・噴火等によるケガも補償されます。

- 保険料月々1,300円からのケガの補償
- 「仕事のみ補償」「24時間補償」など
多彩なバリエーションをご用意
- 入院・通院とも1日目から補償



所得補償保険

休業補償の決定版！

- 病気・ケガが原因の就業不能中の所得を補償
- 補償の期間が最長1年間の安心補償
- 入院中はもちろん医師の指示に基づく自宅療養中も補償

団体割引
20%

過去の損害率による割引5%



保険期間

2025年7月1日～
2026年7月1日

※保険期間の途中でもご加入いただけます。



中小企業の
福利厚生にぴったり



健康保険、労災、生命保険
などとは別にお支払い

※この広告は商品の概要を紹介したものです。詳しい内容につきましては、パンフレットをご覧くださいるか、または下記【お問い合わせ先】にご連絡ください。

普及推進保険会社

損害保険ジャパン株式会社
TEL:06-6449-1050

三井住友海上火災保険株式会社
TEL:06-6233-1536

東京海上日動火災保険株式会社
TEL:06-6910-5564

お問い合わせ先

団体窓口
大阪府中小企業団体中央会 総務部

〒540-0029 大阪市中央区本町橋2-5
マイドームおおさか6階
TEL 06-6947-4370～4371

幹事取扱代理店
大阪中央合同会社

〒540-0029 大阪市中央区本町橋2-5
マイドームおおさか6階
TEL 06-6949-4371

引受保険会社
損害保険ジャパン株式会社
大阪金融公務部 第一課

〒550-8577 大阪市西区江戸堀1-11-4
TEL 06-6449-1050

SJ25-03581 2025年6月26日作成

各種
共済制度

新発売

インターネットのリスクに備える

情報セキュリティサポート保険制度



情報化社会をとりまく新たなリスクから、貴社をお守りいたします。

ウイルス感染のおそれの際の調査や、
改正個人情報保護法対応にも活用可能!

特1長

充実した補償



万が一の情報漏えいや外部からのサイバー攻撃の発生時など、またはそのおそれがある際に、損害賠償や事故対応にかかる一連の費用を、しっかりと補償します。

賠償責任の
補償

+

対応費用の
補償

これが
大事!

感染したパソコンの調査費用
再発防止にかかる費用
など

さらに、各種のオプション補償をご用意しております。

特2長

もしもの時に 頼れるサービス



万が一の事故発生時にも、安心して
対応を進めていただくことができます。

緊急時に
何をすべきか
わからない

対応する要員や
ノウハウがない

事故発生時の
相談サービス

+

一連の対応を
支援するサービス

最大で60%以上の割引を適用^(※)

※セキュリティ対策確認シートの提出による割引を適用した場合

詳しい内容は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

■本チラシは、日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会を契約者とするサイバー保険団体契約の概要を説明したものです。

【引受保険会社】



損害保険ジャパン株式会社

大阪金融公務部第一課

住所: 大阪市西区江戸堀1-11-4

TEL: 06-6449-1050 (平日午前9時から午後5時まで)

【募集文書作成担当店】

損害保険ジャパン株式会社 営業開発部第三課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL 03-3349-3820

<受付時間> 平日: 午前9時から午後5時まで (土・日・祝日・年末年始は、お休みとさせていただきます。)

主取扱代理店

TEL: 06-6949-4371 (平日午前9時30分から午後5時まで)

大阪中央合同会社

住所: 大阪市中央区本町橋2番5号マイドームおおさか6階

担当: 岡部

(SJ23-14785 2024.02.08)

全国中小企業団体中央会の お得な保険制度をご存じですか？



ご存じですか？

「ビジネス」ネクスト

－ 業務災害補償保険 －



保険料の
割引

最大約**58%**割引※

※被保険者数割引20%、損害率による割引30%、リスク診断割引25%を適用した場合
(リスク診断割引は、告知内容によっては適用されない場合がございます。)

ご存じですか？

「ビジネス総合保険制度」

－ 企業総合賠償責任保険 －



保険料の
割引

最大約**28%**割引※

※スケールメリットによる割引10%、リスク状況による割引20%を適用した場合
(リスク状況による割引は、告知内容によっては適用されない場合がございます。)

各種
共済制度

※このチラシは、「ビジネス」ネクストとビジネス総合保険制度の「リスク状況による割引」の概要をご説明したものです。
詳細は『商品パンフレット』等をご覧ください。またご不明な点については担当者までお問い合わせください。

代理店・扱者

大阪中央合同会社

住所：大阪市中央区本町橋2-5 マイドームおおさか6階

TEL: 06-6949-4371

FAX: 06-6949-4372

引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社 大阪北支店 大阪北第三支社

住所：大阪市中央区北浜4-3-1 三井住友海上大阪淀屋橋ビル14F

TEL: 06-6229-3269

FAX: 06-6229-3284

2020. 7 / AYG11 / D

業務災害補償制度

(事業活動総合保険)

近年、過労死や心の病による労災請求が急増
企業の安全配慮義務を問われるケースが増えています！



使用者責任を問われる 可能性があります

労働契約法 第5条【平成20年3月1日施行】において、安全配慮義務の明文化がなされました。

補償(賠償)額が高額になります

労災保険では、「慰謝料」について補償されません。

参考データ 高額民事損害賠償事例

※損保ジャパン調べ

判決認容額	業 種	判決年	症 状	原 因
1億9,869万円	製造業	平成20年	脳疾患による後遺障害	長時間労働による過重労働
1億8,760万円	飲食業	平成22年	脳疾患による後遺障害	長時間労働による過重労働
1億6,524万円	木材加工	平成 6年	頸椎損傷による後遺障害	クレーン操作時に原木が落下
1億3,532万円	病院	平成14年	突然死	長時間労働による過重労働
1億2,588万円	広告	平成 8年	うつ病による自殺	長時間労働による過重労働
1億1,111万円	製造業	平成12年	うつ病による自殺	過酷な作業環境や人間関係など

業務災害補償制度の特長

個別で加入するより最大**30%~割安**※1)

POINT 1

全国中小企業団体中央会の
スケールメリットにより、
低廉な保険料を実現

POINT 2

「使用者賠償責任保険」
を標準セット

1事故あたり最高**5億円**
までの労災賠償に備える

POINT 3

政府労災保険の
認定を待たずに
保険金の支払いが可能

POINT 4

保険料は
売上高で算出
できます

保険期間 2024年10月1日～1年間(中途加入は毎月受付中)

本内容は業務災害補償制度の概要を示したものです。実際の加入および詳細は取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

(※1) 団体契約のスケールメリットを生かした多数割引30%に加え、加入者ごとに業種・売上高規模に応じた個別の割引率が適用されます。

お問い合わせ先

〈引受保険会社〉
損害保険ジャパン株式会社
大阪金融公務部第一課
〒550-0002 大阪市西区江戸堀1-11-4
TEL:06-6449-1050 FAX:06-6449-1388
(受付時間:平日の午前9時から午後5時まで)

〈取扱代理店〉
大阪中央合同会社
〒540-0029 大阪市中央区本町橋2-5
マイドーム大阪6F
TEL:06-6949-4371

保 険 契 約 者 全国中小企業団体中央会
制 度 推 進 大阪府中小企業団体中央会
TEL:06-6947-4370

SJ24-08931 (2024年10月15日作成)

2023年1月1日以降始期契約用

大阪府中央会会員組合の企業・従業員の皆さまへ！ **大樹生命**
日本生命グループ

集団扱自動車保険 制度のご案内



集団扱の3つのメリット

メリット1

集団扱は保険料がおトク！

一般分割
口座振替 12回払

7,490円
(月払保険料)
年間保険料
89,880円



集団扱 12回払

7,140円
(月払保険料)
年間保険料
85,680円

月々
- 350円



年間保険料では
4,200円もおトク！



『GK クルマの保険（家庭用自動車総合保険）』 保険料例の試算条件（1年契約の場合）

- 始期日：2023年1月1日 ■初度登録：2020年12月 ■記名被保険者：個人<35才> ■ゴールド免許割引適用 ■日常・レジャー使用
- 自家用普通乗用車 ■型式別料率クラス：車両7・対人・自損9・対物9・傷害9 ■11等級 ■事故有係数適用期間：0年 ■35才以上補償
- 対人賠償保険：無制限 ■対物賠償保険：無制限（免責金額：なし） ■対物超過修理費用特約：あり
- 不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約：あり ■心神喪失等による事故の被害者救済費用特約：あり
- 人身傷害保険：5,000万円（自動車事故特約をセット） ■入院・後遺障害時における人身傷害諸費用特約：あり
- 傷害一時金（1万円・10万円）特約：あり ■車両保険：あり（一般補償、保険金額：100万円、免責金額：0-10万円）
- 全損時諸費用特約：あり ■ロードサービス費用特約：あり ■新車割引：適用 ■車両保険無過失事故特約：あり
- 自転車・車いす・ベビーカー・シニアカー事故傷害定額払特約：あり（傷害定額払保険金額：300万円）

メリット2

ご契約時に現金は不要

保険料は保険始期月の2か月後から口座引落としになりますので、現金のご用意は必要ありません。
しかも集団扱契約の分割保険料は、割増なしで分割払にできますので、集団扱以外のご契約と比べておトクです。



メリット3

等級の継承が可能

無事故によるノンフリート等級を引き継ぐことができます。

※一部等級が継承できない共済がございます。



- このチラシは集団扱自動車保険の特徴を説明したものです。詳細は商品パンフレット等をご覧ください。
また、ご不明な点については取扱代理店までお問い合わせください。
- お見積りをご希望の方は担当者にお知らせください。

大樹生命保険株式会社

■大阪支社 (TEL)06-6225-0811 大阪府中央部など担当
■南大阪支社 (TEL)06-6621-2531 大阪府南部など担当
■北大阪支社 (TEL)072-644-2352 大阪府北部など担当

各種
共済制度

大阪府中小企業団体中央会の主な行事予定

8月27日(水)	行事 大阪のええもん！うまいもん！大集合フェスタ IN 大阪・関西万博2025 ところ 大阪・関西万博 大阪ヘルスケアパビリオンリボーンステージにて
9月 8日(月)	行事 令和7年度第1回共済事業セミナー 異業種交流会 ところ シティプラザ大阪 2階
9月17日(水)	行事 第67回中小企業団体大阪大会 創立70周年記念式典 ところ シェラトン都ホテル大阪
11月12日(水)	行事 第77回中小企業団体全国大会 広島大会 ところ 広島県立総合体育館（広島グリーンアリーナ）

大阪府中央会WEBサイトでは以下の情報を随時更新しています

【大阪府中央会の主な実施事業】

<https://www.maido.or.jp/media/事業実施報告/>



【セミナー・イベント情報】

https://www.maido.or.jp/news/news_category02/



メール情報配信サービスのご案内

中小企業及び中小企業組合の皆様へ、中央会からのお知らせや中小企業施策など経営に役立つ情報をメールでいち早くお知らせしています。

ご登録はこちらから ➡



価格 一部400円(消費税込)

発行所 大阪府中小企業団体中央会

大阪市中央区本町橋2番5号
 マイドームおおさか6階
 TEL (06) 6947-4370
 FAX (06) 6947-4374

編集兼発行人 柴田昌幸

印刷所 株式会社 関西共同印刷所
 大阪市北区大淀中3丁目15-5
 TEL (06) 6453-2564 (代)

有利

掛金は全額非課税
掛金の一部を国が助成

安心

確実な退職金支払
安心の資産運用

簡単

外部積立型で管理が簡単
退職金試算額もお知らせ

中退共
CHU-TAI-KYO

退職金は直接退職者に
支払われます。

お近くの金融機関等の
窓口でお申込みください。

パートタイマーさんも
家族従業員も加入できます。

掛金は、従業員ごとに
16種類から選択できます。

転職先でも引き継げる
「通算制度」があります。

人材の定着に。

従業員の意欲の向上にもつながります。

詳しくはホームページをご覧ください。

中退共

検索



お気軽にお問合せください

(独)勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1
TEL.03-6907-1234 FAX.03-5955-8211

大切な資産を、着実に増やしたい方を応援します。

個人向け新型定期預金

マイハーベスト

マイハーベストの特徴

有利な金利設定

通常の定期預金(固定金利)
よりも有利な金利を
ご提供します。

安全・確実に 資産を運用

元金は当金庫が保障し、
満期まで変わらない固定金利で
お預かりします。

選べる期間

お客さまの資金計画に合わせて
期間1年、2年または3年が
お選びいただけます。

お預け入れは 50万円から

お気軽に始められる
お預け入れ金額です。

お近くの商工中金へ、お気軽にどうぞ。

大阪支店

〒550-0011 大阪市西区阿波座1丁目7番13号
(地下鉄四ツ橋線本町駅23番出口)
電話(06) 6532-0894(直)

堺支店

〒590-0972 堺市堺区竜神橋町2丁目1番2号
(南海本線堺駅南口を南へ80m)
電話(072) 232-9441(代)

船場支店

〒542-0081 大阪市中央区南船場1丁目18番17号
(地下鉄堺筋線・長堀鶴見緑地線長堀橋駅1番出口前)
電話(06) 6261-8431(代)

東大阪支店

〒577-0013 東大阪市長田中2丁目1番32号
(地下鉄中央線長田駅2番出口上がる西200m)
電話(06) 6746-1221(代)



人を思う。未来を思う。

商工中金